

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

高 知 県 人 事 委 員 会



8 高 人 委 第 14 号
令和 8 年 10 月 20 日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

高 知 県 知 事 濱 田 省 司 様

高知県人事委員会委員長 門 田 純 一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、
給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告等を実現するため、速やかに必要な措置をとられるよう要望します。

別 紙 第 1

報 告

本委員会は、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行ったが、その概要は次のとおりである。

I 職員の給与

本委員会は、職員の給与実態を把握するため、本年4月1日に在職する職員について「令和8年職員給与実態調査」を実施した。なお、定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第18項、公立学校職員の給与に関する条例附則第18項及び警察職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額、人数、平均年齢等は同項の規定により給料月額が決定される職員を除いて算出した。

その結果によると、職員の総数は11,177人であって、その平均年齢は40歳8月、平均経験年数は18年6月、男女別構成は男性53.8%、女性46.2%、学歴別構成は大学卒76.7%、短大卒3.6%、高校卒19.6%、中学卒0.0%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、小学校・中学校等教育職、高等学校等教育職、医療職等11種類の給料表が適用されており、本年4月における平均給与月額は、389,586円（給料366,126円、扶養手当8,696円、地域手当502円、その他14,262円）である。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員3,934人の平均給与月額は、351,343円（給料329,922円、扶養手当6,973円、地域手当813円、その他13,635円）となっている。

（参考資料Ⅲ 職員給与関係資料 参照）

II 民間給与の調査

1 概要

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された72事業所を対象に「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の者について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間に於いて民間事業所で支払われた特別給について調査したほか、各事業所における給与改定の状況等についても調査を行った。あわせて、技能・労務及び医療関係等54職種の者についても同様に給与月額等の調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て90.3%と高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照)

2 調査結果

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は64.2%、ベース改定を中止した事業所の割合は1.2%、ベース改定の慣行のない事業所の割合は34.6%となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.7%となっている。

(参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照)

Ⅲ 職員の給与と民間給与との比較

職員の給与と民間給与との比較は、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業の従業員の同種・同等の者同士の給与を比較することを基本としており、公務において行政職給料表の適用を受ける者と民間におけるこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較を行う、いわゆるラスパイレス方式を採っている。

1 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の者について、役職段階、年齢、学歴が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ

精密に比較したところ、別表第1に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均11,128円（3.17%）下回っていることが明らかとなった。

（参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照）

2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所における事務・技術等従業員に支払われた特別給（ボーナス）は、別表第2に示すとおり、所定内給与月額4.61月分に相当しており、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数（4.50月分）が民間事業所の特別給を0.11月分下回っている。

Ⅳ 物価及び生計費

1 消費者物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年4月に比べ全国で1.4%、高知市で1.0%の増加となっている。

2 標準生計費

家計調査（総務省統計局）を基礎に算定した本年4月における高知市の標準生計費は、2人世帯で178,330円、3人世帯で202,120円、4人世帯で225,910円となっている。

（参考資料Ⅱ 生計費関係資料 参照）

Ⅴ 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が昨年12月に発表した令和7年4月1日現在の地方公務員給与実態調査の結果によると、国の行政職俸給表（一）適用者の俸給とこれに相当する本県の行政職給料表適用者の給料を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較した指数は、国を100とした場合、本県は98.8となっている。なお、全都道府県での平均指数は99.7となっている。

Ⅵ 人事院の勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会と内閣に対し、公務員人事管理及び国家公務員の給与について報告するとともに、公務の給与が月例給、特別給のいずれも民間を下回っていることから、月例給については民間給与との較差15,056円（3.51%）を解消するため俸給表の引上げ改定を勧告し、特別給については0.05月分引き上げるよう勧告を行った。

また、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、取得事由を問わず、無給で年間7日まで取得できる「無給休暇」を新設するとともに、休日や週休日に勤務した場合に取得できる代休日の指定や週休日の振替等について、現行の取得単位に満たない場合でも可能とするよう勧告を行った。

あわせて、国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出を行った。

勧告等の概要は、次のとおりである。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務	2. 働きやすさと成長が両立する公務	3. 誰もが挑戦できる開かれた公務
◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 〔令和9年夏に具体的な内容を報告〕 ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入 ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し	◆ 転勤の経済的負担の軽減 ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設 ◆ 働きやすい環境の整備 ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大 ◆ 柔軟な働き方の推進 ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設 ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化 ◆ 「成長できる職場」の整備 ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成	◆ 採用試験等の見直し ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入 〔対象〕 ・令和9年度経験者採用試験 ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】 ・令和11年春の総合職全区分【予定】 ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大 ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進 ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用
4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務		
◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進 ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～ ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透 国家公務員行動規範 ➢ 「国民を第一」に考えた行動 ➢ 「中立・公正」な立場での職務遂行 ➢ 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断		

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 〔令和8年4月実施〕

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準〔官民較差:15,056円(3.51%)〕

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 〔令和9年4月実施〕
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円〔単身赴任者は約49万円〕
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 〔令和8年4月実施〕
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)〔令和8年4月実施〕※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 〔令和9年4月実施〕
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- ・ 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- ・ 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- ・ 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

Ⅶ 本委員会の意見

職員の給与等の決定に関連のある基礎的な諸条件は、以上述べたとおりであり、これらの諸条件を踏まえ、本委員会は、職員の給与等について次のとおり考える。

1 本年の給与に関する事項

- (1) 本委員会が調査を行った民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、6割以上の事業所がベースアップを、9割近くの事業所が定期昇給を実施しているほか、初任給について、高卒、大卒ともにこれまでの調査で最高水準となったことが認められた。

月例給については、職員の給与が民間給与を11,128円（3.17%）下回っていることが認められた。

また、特別給については、職員の年間支給月数（4.50月分）が民間の年間支給割合（4.61月分）を下回っていることが認められた。

- (2) 人事院は、本年の国家公務員の給与のうち月例給については、公務が民間を15,056円（3.51%）下回っていることから、初任給を一律9,500円引き上げるとともに、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和7年を上回る改定を行うよう勧告した。また、再任用職員に適用される基準俸給月額については、行政職俸給表(一)が適用される再任用職員の8割以上を占める係長級職員の月例給の官民給与差をベースに、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行うよう勧告した。

また、特別給についても、公務の支給月数が民間の支給割合を0.07月分下回っており、0.05月分引き上げるよう勧告した。

- (3) 職員の給与については、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則を踏まえ、制度は国に準拠することを基本としたうえで、その水準については、単に国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間給与との均衡を図ることを念頭に置いて措置すべきと考える。

このことから、本年においては、次のように措置することが必要である。

ア 給料表

本年4月時点で、職員の月例給が民間給与を11,128円（3.17%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、民間の初任給が過去最高水準であるほか、本県の初任給

が他の都道府県の初任給と比較しても低位な水準にあること、また、国家公務員が各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、優秀な人材の確保及び定着の観点から、初任給を引き上げるとともに、中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定を行うこと。

具体的には、高校卒業程度試験採用職員、大学卒業程度試験採用職員ともに初任給を9,500円引き上げることとし、中堅層以上の職員が在職する号給については令和7年を上回る改定を行うこと。定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても、民間の再雇用者の給与水準、国家公務員における改定の考え方等を踏まえ、所要の引上げ改定を行うこと。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行うこと。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施すること。

イ 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師の初任給調整手当については、医師及び歯科医師の人材確保を図ることを目的として支給月額の限度の引上げを行うこととする国家公務員の改定に準じて改定を行うこと。

また、昨年 of 報告の中で言及した職員の月例給与水準を適切に確保するための措置については、国家公務員において「第二種初任給調整手当」として導入されており、本県においても他の都道府県の動向及び本県の実情を踏まえ、引き続き検討を進めていく必要がある。

ウ 宿日直手当

宿日直手当について、国家公務員の改定に準じて改定すること。

エ 期末手当・勤勉手当

本県における民間の特別給の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.1月分引き上げ、4.60月分とすること。

支給月数の引上げ分は、民間及び国の期末手当と勤勉手当の支給割合を考慮し、期末手当に0.025月分、勤勉手当に0.075月分配分し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、来年度以降については、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分す

ること。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げること。

さらに、特定任期付職員の勤勉手当については、特定任期付職員が少数である府省においても、人事院の承認を得た場合には、高い業績を挙げた特定任期付職員について高い成績率を適用し、現行の支給総額を超えて支給することができることとする国家公務員の改定に準じて改定すること。

オ 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

人事院は、転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設するよう報告及び勧告を行った。本県においても、地方自治法の改正状況、国及び他の都道府県の動向並びに本県の実情を踏まえ、検討を進めていく必要がある。

(4) 人事院は、本年、本府省の事務次官級から課長級までの職員について、他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現するための措置の骨格を報告の中で示しており、この骨格に沿って更に制度設計を進め、令和9年夏に具体的な内容を報告することとしている。本県においても、昨年の報告の中で言及した在級期間表に関する事項も含め、新たな給与体系に係る事項について国及び他の都道府県の動向を注視しながら、一体的に必要な検討を進めていく必要がある。

(5) 国家公務員については、60歳を超えた職員は、当分の間の措置として給与水準が60歳前の7割に設定されており、定年の段階的引上げが完成する令和13年3月31日までに所要の処置を順次講ずることとされている。

近年、定年が60歳を超える事業所及び定年制がない事業所の割合は増加傾向にあり、シニア職員の役割やスキルを評価して処遇に反映させる事例も見られる。

人事院は、組織パフォーマンス向上の観点から、60歳を超える職員を含め、年齢にかかわらず職務上の役割や能力・実績をより反映した処遇を目指すとともに、60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を行っていくことが必要であると言及している。

本県における給与制度とその運用は、基本的には国家公務員に準じており、国家公務員の給与制度における課題と同様の課題を抱えているため、国の動向を注視していく必要がある。

2 教育職員の給与制度等に関する事項

昨年、教員の処遇改善を図るための「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号）が成立し、令和7年6月18日に公布されたことに伴い、本県においても令和8年から令和13年にかけての教職調整額の段階的引上げ及びそれに伴う教育職給料表の備考加算額の改定について勧告したところであるが、本年も引き続き教職調整額の引上げを考慮し、備考加算額を見直すとともに、その他国において段階的に見直しが進められている教員に特有の手当等については、他の都道府県の動向及び本県の実情を踏まえ、必要な見直しを検討する必要がある。

また、昨年の報告の中で言及した主務教諭については、設置に係る任命権者の意見を踏まえつつ処遇について引き続き調査・研究を進めていく必要がある。

公務員が、「全体の奉仕者」であり「勤労者」でもあるというその地位の特殊性や職務の公共性を考慮すれば、その給与については、職員の士気を確保しつつ、効率的な業務遂行と行政サービスの向上につながるものとしていくことも必要である。

職員の適正な給与水準の在り方や給与制度の仕組みについては、引き続き十分な検討を行うとともに、今後とも給与制度の趣旨に即した運用を図ることが必要である。

3 公務運営に関する事項

(1) 人材の確保

社会や経済をめぐる情勢が大きく変化する中、複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、意欲ある多様で有為な人材を県内外から確保し、職員のキャリアや適性等を踏まえた効果的な能力開発を進めていくことが重要である。

人材の確保については、若年人口の減少、就業意識の多様化や勤務環境への関心の高まりなどを背景に、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中、本県の職員を志望する者は、総じて減少傾向にあり、特に、技術系の人材を確保していく上で、非常に厳しい状況にある。

このため、受験者の確保に向けて、インターネットを活用したオンラインでの説明会の開催、動画やSNSによる採用関連の情報発信など、募集活動や広報活

動の充実・強化を図るとともに、社会人経験者採用試験のU I J ターン枠「土木」「農業」「林業」「行政（デジタル）」「電気」の実施などの試験制度の見直しを行ってきた。

また、知事部局においては、今年度、行政職から土木、農業又は林業職としての勤務を希望する職員を公募するキャリアチャレンジを展開し、技術系人材の確保に努めている。

受験者数の増加に向けて、大学卒業程度試験のチャレンジ型については、民間企業等で活用されている試験問題を使用し、令和6年度からは実施時期の前倒しや受験年齢上限を見直してきたところである。引き続き学生等にとって、より受験しやすく時代に即した試験となるよう、採用試験の在り方について更なる検討を進める必要がある。次代の県政を担う意欲ある多様で有為な人材を確保するために、今後も任命権者と連携し、特に高校生から大学2年生までを中心とした就職に対するイメージが形成されていない若年者層に向けて、公務の魅力ややりがいについて、情報発信の内容やタイミングなどを工夫し、発信強化に取り組んでいく必要がある。

このような状況のもとでは、人材確保に資する処遇改善の取組が不可欠であり、昨年度に引き続き国家公務員と同様の初任給の改善等が必要である。

また、本県においては、早出遅出勤務や在宅勤務等を活用した柔軟な働き方が広がる中、更に育児や介護等の事情がある方でも勤務ができるよう、昨年度から社会人経験者採用試験及び一部の選考考査に「短時間採用枠」を新設し「短時間勤務職員」を導入したところである。任命権者は、こうした取組を通じて職員が働きやすい勤務環境を整備することなどにより、公務職場の魅力をより一層高めていく必要がある。

令和5年4月から定年の段階的な引上げが実施されており、任命権者においては、多様な分野で再任用職員をはじめとする豊富な知識・技術・経験等を持つ高齢層職員が適材適所で活躍できるよう、十分な配慮が求められる。また、それぞれの世代の職員が活躍できるように、人事管理や職場環境の整備を進めることが重要である。

さらに、新規採用職員の安定的・計画的な確保等を念頭に置いた中長期的な人事管理に努めていく必要がある。

また、会計年度任用職員について、任命権者は、制度の趣旨、国の動向等を踏まえ、引き続き、適正な任用や勤務条件の確保を図り、適切な運用に取り組む必要がある。

(2) 人材の育成

行政を取り巻く環境や行政ニーズが激しく変化する中で、個々の職員の成長を促進するために、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行っていくことができる環境づくりが重要である。

任命権者においては、引き続き、職員の士気を高め、行政目的の実現や行政運営の効率化を図るとともに人材の多様性を高めていくための取組を実施することが重要である。

その中でも、人事評価制度は、勤務実績に基づく任用・給与などの人事管理、職員の能力育成や意欲の向上などを図るための重要な仕組みである。

制度導入後、職員の人事評価制度への理解も進み、知事部局では高い水準で職員から肯定的に評価されており、安定的な制度運用がなされてきているといえる。

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行する中、任命権者においては、引き続き、目標設定制度による面談など、管理職員と部下職員のコミュニケーションの機会を積極的に捉えて職員の能力・実績や業務の遂行状況などを的確に把握し、その結果をもとに、指導・助言を行うとともに、任用、給与等に一層適切に反映できる仕組みとなるよう、常に工夫や改善の視点を持ちながら、人事評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などを高めていくことが必要である。

そのほか、職員が能力を最大限に発揮できる環境の整備として、女性が働きやすい職場づくりをはじめ、仕事とライフイベントの両立支援などを推進するとともに、女性職員の管理職への登用に向けたキャリア形成の支援、事例集の活用を通じた職場内研修（OJT）、職員が自主的に選択できる研修、自己啓発等休業制度や修学部分休業制度などによるキャリア形成の支援、職務能力の発揮に留意した人事配置などに取り組むことが重要である。また、職務経験を有する中途採用などの採用形態の多様化を踏まえたキャリアパスの構築、障害のある職員の活躍推進、高齢層職員の能力と経験の本格的活用等に取り組むことが重要である。

(3) 総実勤務時間の短縮

各職員が能力を最大限発揮するためには、心とからだ健康であることが大切であり、その環境整備のためには、デジタル技術を活用した業務の効率化など、働き方改革による総実勤務時間の短縮が極めて重要である。

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持や公務能率の向上のほか、公務職場

の魅力向上による人材確保等の観点からも、重要な課題である。

そのために、業務のスクラップや業務改善などに引き続き取り組んでいくことが必要である。

本県においては、令和元年度に人事委員会規則を改正し、時間外勤務命令を行うことができる上限を原則として月45時間、年360時間以内と設定した。

時間外勤務の上限の設定や、任命権者によるこれまでの対策により、知事部局では令和7年度の1箇月の時間外勤務が100時間以上となった過重勤務者数が、上限規制導入前年の平成30年度から半減している。

しかしながら、依然として特定の所属及び職員に業務が集中しているという状況もある。

時間外勤務の縮減に向けた管理職によるマネジメントの強化について、本委員会としてもこれまで繰り返し言及してきたところである。

知事部局においては、令和7年度から、知事、副知事及び部局長が参加する部局横断的な「働き方改革タスクフォース」の開催や各職場において、仕事の進め方等を話し合う「カエル会議」の実施などにより、管理職を中心とした意識改革を進めるとともに、業務の見直しや効率化に取り組んでいる。

これらの取組を通じて、時間外勤務の事前命令の徹底や定時退庁の呼びかけ、業務の簡素・合理化、業務配分の見直し、会議時間の短縮や資料の簡素化など、管理職による率先したマネジメントが進められたことなど、また、伊予灘地震や南海トラフ臨時情報等といった令和6年度の突発的な事象への対応が減少したことにより、知事部局での令和7年度の職員1人当たりの時間外勤務時間数は令和6年度と比較して7.1%減少している。

さらに、これらの取組の継続に加え、令和8年度からは、多様で柔軟な働き方を推進し、長時間労働の是正にも資する短時間勤務職員制度を導入するとともに、時間外勤務は特別な労働であり、所定の勤務時間内で仕事を終わらせようという意識の醸成を図るため、時間外勤務手当の割増率を時限的に引き上げる取組も実施している。

職員1人当たりの時間外勤務時間数を直近の令和8年8月までと、働き方改革がスタートする前の令和6年8月までを比較すると25.5%減少しており、目標とする16.7%の減少を上回る大きな成果につながっている。

また、任命権者においては、RPAや生成AIなどの業務効率化に資するデジタル技術の活用拡大に向けた取組が進められている。今後も、「第2期高知県デジタル化推進計画」などに沿って、生産性の向上という観点から、

デジタル技術を活用した業務プロセスの見直しや再構築に向けた取組などを着実に進め、時間外勤務の縮減につなげていくことが求められる。

なお、災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員に対しては、時間外勤務の上限時間を超えて時間外勤務を命ずることとしている。

国家公務員においては、特例業務の範囲をより厳格に判断し、定期的に見直すことができるよう、本年、人事院が判断基準や求められる運用を明確化するための通知改正を行っており、上限を超える超過勤務が極めて限定的なものとなるよう、取組を進めている。

任命権者においては、こうした国の取組等を踏まえ、時間外勤務の上限規制に係る特例業務について、一層厳格な運用を図るとともに、上限を超えて時間外勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行い、必要に応じて業務分担や人員配置等の見直しを行うなど、引き続き適切な対応を行うことが求められる。

また、勤務間インターバルの確保は職員の健康維持に資するとともに、総実勤務時間の短縮にも寄与するものである。

任命権者においては、これまでの取組状況を把握し、国の制度運用の動向等も注視しつつ、より実効性ある制度とするための検討を行うとともに、職員に対する周知・啓発等にも取り組む必要がある。

加えて、知事部局における時間外勤務手当の割増率の引上げについては、令和8年度の1年間に限り時限的に取り組んでおり、その縮減効果等を十分に検証した上で、次年度以降の対応について検討することが重要である。

また、国においては、本年の人事院勧告にて、令和9年4月から、休日勤務等に係る代休日の指定及び週休日の振替について、従前の1日又は4時間の取得単位に限らず、勤務した時間に応じて指定できるよう見直すことが示された。

これらの制度改正は、職員の総実勤務時間の短縮に資するものであり、本委員会においても今後の国の動向等を注視しているところ、任命権者においても、国や他団体の動向等を把握するとともに、本県における制度の在り方について検討していくことが必要である。

以上を踏まえ、本委員会としても、今後の時間外勤務の状況やこれらの取組の効果等を注視するとともに、任命権者に対して、令和8年度 of 取組について、十分な分析・検証を行い、その結果を踏まえ、次年度以降の対応を検討するよう、引き続き働きかけていく。

イ 学校現場における教育職員の負担軽減

近年、不登校の増加やヤングケアラー等の多様な背景を持つ子どもへの支援など、学校が対応する課題が複雑化・困難化するとともに、保護者や地域からの学校に対する要望も多く、教育職員の負担は増大しており、長時間勤務や多忙化の解消など、学校における働き方改革の推進は全国的な課題となっている。

教育委員会においては、教育職員の負担軽減に向けて、各学校の実情に応じた業務改善を専門的知見を有する事業者による伴走支援を通じて進める「学校における働き方改革推進モデル校事業」に小中高等学校5校を選定し、その成果を県内の学校に共有してきた。

また、「学校と教師の業務の3分類」による業務の明確化・適正化を一層徹底するため、調査・統計等の回答への事務職員の参画や成績処理等における支援スタッフとの協働やICTの活用などに取り組んできたところである。

こうした中、高知県教育振興基本計画では「すべての教職員において時間外在校等時間月45時間超の月を年間3月以内に抑える」をKPIの一つとして設定した。

また、本年3月に策定された「高知県立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）においても、令和11年度までに1年間における1箇月当たりの時間外在校等時間の平均を30時間以下とするとともに、月45時間以下の教育職員の割合を100%とするなど、時間外在校等時間に関する高い目標が掲げられているところである。

本年3月に文部科学省が公表した「令和7年度教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査」では、令和6年度の本県の県立高等学校教諭の1箇月の平均時間外在校等時間は25.0時間と目標を上回るものの、実施計画では令和6年度における県立学校の教育職員全体の月45時間以下の割合は70.5%と目標を下回る状況もみられる。

さらに、1箇月の平均時間外在校等時間についても県立中学校教諭では38.0時間となっているほか、市町村立の小・中学校においても30時間を超える教育職員が一定数いるなど、国が目標とする令和11年度末までの月平均30時間程度の実現に向けて、引き続き取組を進める必要がある。

令和8年度からは、複数の教員が連携して児童理解や学級経営に当たり、教育活動の充実や教育職員の負担軽減を図るチーム担任制の導入や校長を対

象とした働き方改革に関する研修を実施し、学校組織のマネジメント力の向上を図る取組などを進めており、その効果や課題を検証しながら、各学校の実情に応じた業務改善につなげていくことが期待される。

また、教育職員の時間外在校等時間やワーク・ライフ・バランス等にも少なからず影響を与えると考えられる育休や産休、病休などに伴う職員の代替者の配置については、教員免許を有しながら教職に就いていない方を対象にした相談会の実施による潜在教員の掘り起こしやSNSを活用した臨時講師の募集など、様々に取り組んできているが、十分には確保できている状況とはいえないことから、市町村教育委員会とも連携し、更なる人員の確保に努めることが重要である。

加えて、教育職員の健康及び福祉を確保するためには、時間外在校等時間の縮減だけでなく、労働基準法で定められている休憩時間の確保も重要である。実施計画においても、法令に定める休憩時間を適正に確保することが取組の一つとして位置付けられており、学校現場の実情を踏まえ、日課表の見直し等も含め、教育職員が適切に休憩を取得できる勤務環境の整備を進めることが重要である。

なお、文部科学省の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）において、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施について、必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとされ、特に、市町村教育委員会において計画の策定や実施が十分に行われていない場合等には、積極的に助言、指導等を行うものとされている。教育委員会においては、こうした国の指針も踏まえ、市町村教育委員会における取組状況を把握するとともに、必要なフォローを行うなど、県全体の働き方改革の実効性を高めていくことが求められる。

本委員会としても、これまで教育職員の負担軽減について繰り返し言及してきたところである。文部科学省の指針において、教育委員会は教育職員の業務量管理や健康及び福祉の確保に関し、人事委員会の求めに応じ、実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めることが示されていることなども踏まえ、今後とも、国の動向や実施計画の進捗状況を含め教育職員の働き方改革の取組状況を注視していく。

（４） 多様な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員が能力を発揮し、県民のニーズに的確に対応するためには、ワーク・ライフ・バランスを確保し、公務能率を維持しながら、個々の職員の事情に配慮した働きやすく魅力ある職場環境を整備することが重要である。

任命権者においては、早出遅出勤務や在宅勤務等の制度により、職員個々のニーズに応じて多様で柔軟な働き方が選択できる環境整備を推進してきたところである。

令和7年4月からは、テレワークの実施回数の制限を撤廃し、在宅勤務等手当を導入するとともに、本年6月にはサテライトオフィスを移転し、個室ブースや会議スペースを設置するなど、職場環境や制度の充実を図っている。

引き続き、制度の適切な運用や職員への周知を図るとともに、場所や紙にとらわれないスマートオフィスの拡大などにより、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方ができる環境整備の更なる充実に取り組んでいくことが求められる。

加えて、多様で柔軟な働き方を更に推進していくため、本年4月から育児や介護等の事情がある職員を対象として導入されたフレックスタイム制について、利用状況や課題を把握するとともに、来年4月から予定されている全職員への拡充に向けて検討を進める必要がある。

国においても、フレックスタイム制の更なる柔軟化に向けた動きがあることから、その動向にも留意し、全職員が個々の事情や業務の実情に応じて利用しやすい制度となるよう、勤務時間の設定方法等について検討することが必要である。

また、育児や介護等の事情により常時勤務することが困難な方を対象として導入した「短時間勤務職員」については、勤務時間を短縮しながら正職員として勤務することを可能とするものであり、職員の多様な働き方を推進するとともに、多様な人材の確保にも資する取組である。

導入初年度の採用試験において多数の応募があったことから、こうした柔軟な勤務形態に対するニーズがうかがえるところである。

任命権者においては、短時間勤務職員として採用された職員が、その事情に応じて「働き方支援休暇」を適切に取得しながら、安心して勤務を継続できるよう、業務の進め方や職場内の協力体制等を含め、制度を利用しやすい環境づくりを更に進めることが求められる。

さらに、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるよう、個々の事情に配慮した勤務環境の整備を進めることが重要である。

人事院は、令和9年4月から、事由を問わず取得できる無給休暇の新設を勧告しており、本委員会も国の動向等を注視しているところである。

任命権者においても、国の制度設計や運用方法、他の地方公共団体の状況等を把握し、本県における制度の在り方について検討していくことが必要である。

(5) 働きやすい職場づくり・仕事と生活の両立支援

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、年齢や性別などにかかわらず、職員が能力を最大限発揮でき、人材確保の観点からも魅力ある職場となるには「共働き・共育て」のような仕事と生活の両立ができる職場環境づくりに取り組む必要がある。

仕事と生活の両立を支援することは、職員の福祉の増進及び公務能率の維持・向上に資することはもとより、次世代育成支援などの観点からも重要である。

任命権者においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」である「高知県職員子育てサポートプラン」を策定し、男性職員の育休等取得支援プログラム等の取組を推進してきた。

本計画で目標に掲げる男性職員の育児休業取得率について、知事部局では、計画策定前の令和元年度が18%であったところ、令和7年度には87.3%と大幅に上昇しており、取組の成果が現れている。

昨年4月には、新たな「特定事業主行動計画」として「高知県職員共働き・共育てサポートプラン～県庁が隼より始める『共働き・共育て』～」を策定し、男性職員の1箇月以上の育児休業取得率を令和11年度末までに100%とする高い目標を掲げており、この達成に向けて、一層の取組の推進が求められるところである。

なお、令和8年度の高知県労働環境等実態調査の速報値によれば、県内企業における男性育休取得率は51.5%に達し、昨年度より5.1ポイント増加するとともに、引き続き全国平均を上回る水準を維持しており、県内企業においても育児休業を取得しやすい環境が着実に広がりつつある。

本計画を着実に実行し、県庁全体が世代を超えて協力し、ともに支え合う意識を持って、仕事と生活が両立できる職場環境づくりを進めていくことが必要である。

また、このことが、ひいては県全体で「共働き・共育て」の生活スタイルを推進していくことにつながることを期待する。

任命権者においては、妊娠、出産、育児、介護等と仕事の両立を支援する制度や多様な働き方を可能とする各種制度が広く活用されるよう、引き続き制度の趣旨等について全ての職員に周知啓発を行うとともに、昨年度から実施されている「共育て支援プログラム」を活用し、休暇制度等の説明やバックアップ体制の整

備を進めるなど、管理職員を含む周囲の職員の意識醸成を図り、育児を行う職員等をサポートする体制を職場全体で構築していくことが重要である。

加えて、教育委員会においては、市町村教育委員会とも連携し、学校現場において、妊娠、出産、介護等の申出があった教職員に対し、管理職等から育児休業等の利用可能な制度の周知や利用の意向確認などを確実に行うなど、教職員が必要な制度を利用しやすい環境づくりを引き続き進めることが求められる。

(6) 職員の健康管理

職員が公務を効率的かつ的確に遂行する上で能力を発揮し続けるには、一人一人が、心もからだも健康に、安心して働くことができることが重要である。

任命権者においては、これまでも各種健康診断や保健指導等に取り組んできたところであるが、特に、メンタル不調による長期病休者は毎年相当数に上っている。

職員の健康管理や公務能率の観点からも、引き続き職員の健康管理に関する取組を推進することはもとより、メンタルヘルス対策については、より重点的な取組が求められる。

任命権者においては、これまで、メンタルヘルスに関する情報提供や研修等による予防、早期発見・早期対応のための相談体制の整備、円滑な職場復帰と再発防止に向けた支援など、メンタルヘルス対策を体系的に実施してきたところである。

しかしながら、メンタル不調による長期病休者が増加傾向にあることから、これまでの取組の効果を検証しつつ、引き続き、より実効性の高い対策を講じていくことが求められる。

また、メンタルヘルス対策には、職員が悩みや困りごとを抱えた際に相談しやすく、職員同士が支え合うことのできる、風通しのよい職場環境を整えることも重要である。

知事部局で進めている働き方改革においては、職場で仕事の進め方等を話し合う「カエル会議」などによる業務の見直しや効率化、職員間のコミュニケーションの活性化などに取り組んでおり、令和7年度の働き方改革モデル職場における職員アンケートの結果では、職場でのコミュニケーションが活発であるかや助けを求めやすいかなどの項目について、取組の前後で有意な差が出ており、職場環境の改善に繋がっていることが確認できたところである。

これらはメンタル不調の予防や早期発見・早期対応にも資するものと考えられることから、更なる取組の強化や実施職場の拡大などが望まれる。

ストレスチェックについては、制度をより効果的なものとするためにも、受検率の向上に引き続き留意するとともに、検査結果を活用して職場環境の改善を図るなど、必要な措置を適切に講じていくことが求められる。

任命権者においては、こうした取組を通じて、職員の健康状態を把握するとともに、職場におけるコミュニケーションの充実や相談しやすい環境づくりを進めるなど、職員一人一人の心身の健康に配慮した、きめ細かなメンタルヘルス対策を継続的に推進していくことが重要である。

(7) ハラスメントの防止

ハラスメントとは、言葉や行動による嫌がらせ行為であり、職員の能力発揮を妨げ、公務の円滑な運営に重大な支障をもたらすのみならず、就業意欲を低下させ、職場環境を悪化させるとともに、職員個々の人格や尊厳を深く傷つける行為であり、決してあってはならないものである。

また、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントのほか、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど、各種ハラスメントについても、その特性に応じた防止対策を講じることが重要である。

任命権者においては、全職員を対象とする研修や啓発式アンケートの実施などにより、ハラスメント防止に向けた取組を行っている。

ハラスメントを未然に防止するためには、職員一人一人が正しい知識を身に付け、自らの言動を振り返るとともに、周囲のハラスメントを見過ごさない意識を持つことが重要である。

しかしながら、アンケート結果では、ハラスメントについて「自分がされたことがある」、「見聞きしたことがある」という回答が相当数見受けられる状況に大きな変化はなく、これまでの取組を一層実効性のあるものとしていくことが求められる。

このため、任命権者においては、職員からの相談内容やアンケート結果を踏まえて研修内容を不断に見直し、職員一人一人のハラスメントに対する理解を深めるとともに、管理職をはじめ職員の指揮監督に当たる者が、自らの言動を常に振り返り、ハラスメントを防止する意識を徹底することが重要である。また、集合研修が困難な場合にはeラーニングやWeb会議を活用するなど、全職員に対して継続的に学ぶ機会を設ける必要がある。

ハラスメントを未然に防止するとともに、問題が小さい段階で早期に把握し、事案が発生した場合には速やかに解決を図ることも極めて重要である。そのためには、職員がハラスメントを受けた際に一人で抱え込むことなく、安心して相談

できる環境を整えることが不可欠である。

任命権者においては、早期の相談につながるよう、相談窓口の存在や利用方法等について職員への周知を徹底するとともに、相談者の秘密や意向に十分配慮し、相談者の立場に立った丁寧な対応が行われるよう努める必要がある。

また、ハラスメント事案が発生した場合には、被害を受けた職員に寄り添いながら、適切かつ迅速に事実関係を把握し、必要な措置を講じるなど、実効性のある対策につなげていくことが求められる。

教育委員会においては、教職員の相談窓口について、学校内の相談員に加え、総括相談員や教育委員会事務局、外部相談員等の複数の相談先があることを含め、教職員が自身の状況に応じて適切な窓口を選択できるよう、相談体制の周知を徹底するとともに、必要に応じて市町村教育委員会とも連携し対応することが重要である。

また、カスタマー・ハラスメントについては、令和7年6月の労働施策総合推進法等の改正により、令和8年10月から事業主に対する防止措置が義務付けられたところ、法施行に先立ち、知事部局においては、令和8年3月に「高知県カスタマーハラスメント対応基本指針」を、教育委員会においては、令和8年9月に「学校と家庭・地域とのより良い関係づくりのための手引き」を策定・公表するなど取組が進んでいるところである。

カスタマー・ハラスメントから職員を守ることもハラスメント対策の重要な取組であり、職員個人に対応を委ねることなく、組織として適切かつ毅然と対応する体制を整えることが肝心である。

加えて、男女雇用機会均等法の改正に基づき、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止措置が義務化されたことを踏まえ、本委員会においても、採用活動等を行う際にセクシュアル・ハラスメントを防止するため遵守すべきルール等を明確化し公表したところである。

任命権者においても、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止徹底が求められる。

任命権者においては、ハラスメントを個々の職員間の問題として捉えるのではなく、職場環境や組織運営に関わる重要な課題として認識し、未然防止、早期相談、迅速な対応及び再発防止を一体的に進めることにより、全ての職員が安心して働くことのできる職場環境の実現に向け、引き続き実効性のある取組を推進する必要がある。

議会及び知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の意義及びその果たす役割に

深い理解を示され、この勧告を速やかに実施されるよう要請する。

県行政は、県民の信頼のもとに成り立つものであることから、各任命権者におかれては、その信頼に応えるために、職員一人一人が全体の奉仕者としての使命を改めて自覚し、公正な職務の遂行に精励するよう、職員の意識改革を徹底するとともに、個々の職員が自己の持つ適性や能力を存分に発揮しうる職務環境や組織づくりに努めることが必要である。

各職員におかれても、全体の奉仕者としての使命感、倫理観を保持しつつ、より一層効率的な業務の運営と行政サービスの向上に精励し、県民の期待と信頼に応え、その職責を果たされるよう要望する。

別表第1 職員の給与と民間給与との較差（月例給）

民間給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
362, 471円	351, 343円	11, 128円 (3. 17%)

別表第2 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		高 知 県	全 国	
			事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
平均所定内給与月額	下半期〔A 1〕	円 302, 186	円 418, 699	円 322, 244
	上半期〔A 2〕	309, 220	430, 694	332, 157
特別給の支給額	下半期〔B 1〕	円 684, 516	円 926, 485	円 642, 308
	上半期〔B 2〕	724, 598	1, 082, 479	660, 590
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B 1}{A 1} \right]$	月分 2. 27	月分 2. 21	月分 1. 99
	上半期 $\left[\frac{B 2}{A 2} \right]$	2. 34	2. 51	1. 99
年 間 の 平 均		4. 61月分	4. 72 月分	

（注）1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 「全国」の年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めた年間の平均である。

3 本県の特別給は、事務・技術等従業員の支給状況である。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4. 50月である。

別 紙 第 2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例を改正することを勧告する。

1 令和8年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための改正

(1) 職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の改正

ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を418,600円とすること。

ウ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の日直勤務は5,000円、医師又は歯科医師の日直勤務は24,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする日直勤務のうち、職員の給与に関する条例第19条第1項及び警察職員の給与に関する条例第19条第1項に定めるものは8,000円、公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるものは6,700円（執務時間が通常の日直勤務の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、36,000円、12,000円、10,050円）とすること。

エ 期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(ア) 令和8年12月期

a 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1.288月分（特定幹部職員にあっては、1.088月分）

b 定年前再任用短時間勤務職員 0.713月分（特定幹部職員にあっては、0.613月分）

(イ) 令和9年6月期以降

a 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1.275月分（特定幹部職員にあつては、1.075月分）

b 定年前再任用短時間勤務職員 0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.6月分）

オ 勤勉手当の支給割合を次のとおり改定すること。

（ア） 令和8年12月期

a 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1.062月分（特定幹部職員にあつては、1.262月分）

b 定年前再任用短時間勤務職員 0.575月分（特定幹部職員にあつては、0.675月分）

（イ） 令和9年6月期以降

a 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1.025月分（特定幹部職員にあつては、1.225月分）

b 定年前再任用短時間勤務職員

（a） 6月期の支給割合 0.537月分（特定幹部職員にあつては、0.637月分）

（b） 12月期の支給割合 0.538月分（特定幹部職員にあつては、0.638月分）

（2） 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 現行の給料表を別記第2のとおりに改定すること。

イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

（ア） 令和8年12月期 0.98月分

（イ） 令和9年6月期以降 0.97月分

ウ 特定任期付職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定すること。

（ア） 令和8年12月期 0.905月分

（イ） 令和9年6月期以降 0.875月分

エ 特定任期付職員の勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

（3） 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

ア 現行の給料表を別記第3のとおりに改定すること。

イ 期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

- (ア) 令和8年12月期 1.78月分
- (イ) 令和9年6月期以降
 - a 6月期の支給割合 1.742月分
 - b 12月期の支給割合 1.743月分

2 教育職員の給与制度等の改正

公立学校職員の給与に関する条例について、1の(1)アにより改定した小学校・中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の備考2を、教職調整額の引上げを考慮し次のとおりとすること。

(1) 小学校・中学校等教育職給料表

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に15,600円を、同じく4級である職員は、8,100円をそれぞれ加算した額とする。

(2) 高等学校等教育職給料表

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に15,400円を、同じく4級である職員は、7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のエの(ア)、1の(1)のオの(ア)、1の(2)のイの(ア)、1の(2)のウの(ア)及び1の(3)のイの(ア)については令和8年12月1日から、2については令和9年1月1日から、1の(1)のイ、1の(1)のエの(イ)、1の(1)のオの(イ)、1の(2)のイの(イ)、1の(2)のウの(イ)、1の(2)のエ及び1の(3)のイの(イ)については令和9年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	202,600	250,800	284,900	322,900	347,900	383,500	462,600	498,800	553,300
	2	203,700	252,000	286,000	324,400	349,400	385,000	468,500	504,300	558,800
	3	204,900	253,100	287,100	326,000	351,100	386,800	473,400	509,000	563,900
	4	206,000	254,200	288,200	327,600	352,700	388,600	477,300	513,600	568,000
	5	207,100	255,500	289,500	328,900	354,500	390,500	481,100	517,600	571,400
	6	208,200	256,800	290,800	330,200	356,200	392,100	484,000	521,000	574,000
	7	209,300	258,000	292,000	331,400	357,900	393,700	486,900	523,900	576,600
	8	210,400	259,400	293,100	332,800	359,800	395,100	489,100	526,400	579,100
	9	211,500	259,900	294,100	334,500	361,600	396,600		528,400	581,100
	10	213,100	261,200	295,100	336,000	363,300	398,500			
	11	214,700	262,400	296,500	337,500	365,000	399,900			
	12	216,200	263,700	297,300	339,000	366,700	401,500			
	13	217,800	264,800	298,500	340,600	368,500	403,100			
	14	219,500	266,300	300,000	342,200	370,100	404,900			
	15	221,200	267,900	301,800	343,700	371,800	406,700			
	16	222,900	269,600	303,400	345,500	373,600	408,300			
	17	224,700	270,900	304,900	347,300	375,200	410,300			
	18	226,700	272,500	306,200	349,000	376,900	412,100			
	19	228,600	273,900	307,500	350,700	378,400	413,900			
	20	230,600	274,700	308,700	352,500	380,000	415,600			
	21	232,600	275,300	310,400	354,100	381,300	417,400			
	22	234,600	276,600	311,900	355,800	383,200	419,000			
	23	236,600	277,800	313,200	357,500	384,500	420,600			
	24	238,600	279,000	314,600	359,300	386,000	422,100			
	25	240,600	280,100	315,700	360,800	387,400	423,800			
	26	242,300	281,500	316,800	362,600	389,000	424,900			
	27	243,900	282,400	317,900	364,300	390,500	426,100			
	28	245,400	283,400	319,100	366,000	391,900	427,100			
	29	246,700	284,300	320,300	367,400	393,800	428,200			
	30	247,700	285,000	321,700	369,400	395,100	429,300			
	31	248,700	285,700	323,000	370,800	396,500	430,400			
	32	249,700	286,600	324,300	372,400	397,900	431,500			
	33	250,700	287,300	325,500	373,900	399,400	432,500			
	34	251,500	288,400	326,800	375,600	400,500	433,000			
	35	252,300	289,600	328,000	377,300	401,600	433,600			
	36	253,200	290,600	329,500	378,900	402,500	434,100			
	37	254,000	291,400	330,900	380,600	403,500	434,900			
	38	254,800	292,400	332,500	382,100	404,300	435,600			
	39	255,400	293,500	333,900	383,700	405,200	436,200			
	40	256,000	294,500	335,300	385,300	405,900	436,900			

41	256, 500	295, 500	337, 000	386, 900	406, 900	437, 700
42	257, 400	296, 200	338, 200	388, 100	407, 600	438, 400
43	258, 100	297, 100	339, 300	389, 100	408, 300	439, 100
44	259, 000	297, 800	340, 500	390, 000	409, 000	439, 800
45	259, 700	298, 200	341, 400	391, 000	409, 900	440, 500
46	260, 300	298, 900	342, 800	392, 000	410, 400	441, 200
47	261, 100	299, 500	343, 900	393, 000	411, 000	441, 900
48	261, 700	300, 600	345, 100	393, 900	411, 600	442, 600
49	262, 300	301, 200	346, 200	394, 800	412, 300	443, 200
50	262, 600	302, 000	347, 700	395, 400	412, 900	443, 900
51	262, 900	302, 600	348, 800	396, 000	413, 500	444, 500
52	263, 200	303, 400	350, 000	396, 600	414, 200	445, 200
53	263, 600	303, 800	351, 100	397, 200	414, 700	445, 700
54	263, 900	304, 700	352, 000	397, 700	415, 400	446, 300
55	264, 100	305, 500	353, 000	398, 200	416, 100	447, 000
56	264, 300	306, 500	353, 900	398, 800	416, 800	447, 700
57	264, 600	307, 200	355, 000	399, 300	417, 300	448, 200
58	264, 800	308, 000	355, 900	399, 900	418, 000	448, 900
59	265, 100	308, 800	356, 700	400, 600	418, 700	449, 600
60	265, 300	309, 600	357, 600	401, 300	419, 400	450, 300
61	265, 600	310, 800	358, 500	401, 800	419, 900	450, 800
62	265, 900	311, 300	359, 200	402, 500	420, 600	451, 500
63	266, 200	311, 700	359, 800	403, 200	421, 300	452, 200
64	266, 400	312, 100	360, 400	403, 900	422, 000	452, 900
65	266, 600	312, 500	361, 300	404, 400	422, 500	453, 400
66	266, 800	312, 900	361, 900	405, 100	423, 200	
67	267, 000	313, 200	362, 600	405, 800	423, 800	
68	267, 200	313, 700	363, 100	406, 500	424, 500	
69	267, 400	314, 100	363, 600	407, 000	424, 900	
70	267, 600	314, 500	364, 100	407, 600	425, 600	
71	267, 900	314, 800	364, 600	408, 200	426, 300	
72	268, 200	315, 100	365, 100	408, 800	427, 000	
73	268, 500	315, 500	365, 500	409, 500	427, 500	
74	268, 800	315, 700	365, 800	410, 100	428, 200	
75	269, 100	315, 900	366, 100	410, 600	428, 900	
76	269, 400	316, 200	366, 600	411, 200	429, 600	
77	269, 700	316, 500	367, 100	411, 800	430, 100	
78	270, 000	316, 700	367, 500	412, 400		
79	270, 300	317, 000	368, 000	413, 000		
80	270, 600	317, 300	368, 500	413, 600		
81	270, 900	317, 600	369, 000	414, 300		
82	271, 200	317, 900	369, 500	414, 900		
83	271, 500	318, 200	370, 000	415, 500		
84	271, 800	318, 600	370, 500	416, 100		
85	272, 100	318, 800	370, 900	416, 800		
86	272, 400	319, 000	371, 400			
87	272, 700	319, 300	371, 900			
88	273, 000	319, 600	372, 400			

	89	273,300	319,800	372,700						
	90	273,600	320,100	373,200						
	91	273,800	320,400	373,700						
	92	274,000	320,600	374,200						
	93	274,200	320,800	374,500						
	94		321,100	374,900						
	95		321,400	375,400						
	96		321,700	375,900						
	97		321,900	376,200						
	98		322,200	376,600						
	99		322,500	377,000						
	100		322,900	377,400						
	101		323,100	377,900						
	102		323,500	378,300						
	103		323,900	378,700						
	104		324,300	379,100						
	105		324,500	379,600						
	106		324,900	380,000						
	107		325,300	380,400						
	108		325,700	380,800						
	109		325,900	381,200						
	110		326,200							
	111		326,600							
	112		327,000							
	113		327,200							
	114		327,600							
	115		328,000							
	116		328,400							
	117		328,600							
	118		328,900							
	119		329,200							
	120		329,500							
	121		329,800							
	122		330,100							
	123		330,400							
	124		330,700							
	125		331,100							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	217,100	246,100	295,500	318,600	335,800	364,200	410,800	448,900	507,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	203,000	257,300	351,000	405,600	484,300
	2	204,100	260,900	353,700	407,400	495,200
	3	205,300	263,300	356,100	409,000	505,500
	4	206,400	265,900	358,400	410,700	515,600
	5	207,500	267,800	360,800	412,400	525,700
	6	208,800	269,500	362,700	413,900	536,000
	7	210,100	271,300	365,000	415,000	545,000
	8	211,400	273,200	367,300	417,000	553,000
	9	212,500	274,800	369,100	418,500	560,800
	10	214,800	276,300	370,800	419,800	567,900
	11	216,700	277,900	372,600	421,000	573,400
	12	218,700	279,600	374,100	422,500	577,900
	13	220,500	281,500	375,600	423,700	580,900
	14	222,900	283,700	376,900	425,700	582,900
	15	225,100	285,600	377,900	427,100	
	16	227,200	287,900	379,200	428,600	
	17	230,000	288,800	380,900	430,100	
	18	232,800	291,400	381,900	431,800	
	19	235,800	293,700	383,200	433,300	
	20	238,500	296,300	384,200	435,100	
	21	241,500	298,800	385,500	436,800	
	22	243,100	301,400	386,600	437,900	
	23	244,800	303,800	387,800	439,100	
	24	246,700	306,300	389,000	440,500	
	25	248,300	308,800	390,200	442,100	
	26	250,400	311,300	391,500	443,400	
	27	252,500	313,600	392,500	444,900	
	28	254,700	315,600	393,600	446,200	
	29	256,800	317,000	394,900	447,700	
	30	257,700	318,700	395,700	449,200	
	31	258,600	320,300	396,200	450,800	
	32	259,600	321,900	396,900	452,200	
	33	260,800	323,400	397,600	453,600	
	34	262,500	325,400	398,200	455,000	
	35	264,300	327,200	399,100	456,400	
	36	265,700	328,900	399,900	457,800	
	37	267,100	330,400	400,800	459,300	
	38	268,000	331,400	401,600	460,600	
	39	268,900	332,300	402,300	462,000	
	40	269,900	333,600	403,100	463,300	

41	271, 000	334, 300	403, 400	464, 500
42	272, 600	335, 300	404, 500	465, 900
43	273, 900	336, 100	405, 600	467, 300
44	275, 500	336, 500	406, 800	468, 800
45	277, 000	337, 100	407, 900	469, 900
46	278, 700	337, 500	408, 800	470, 900
47	280, 400	338, 100	409, 900	471, 900
48	281, 800	339, 000	411, 000	472, 900
49	283, 000	339, 900	411, 900	473, 800
50	284, 400	340, 400	412, 500	474, 700
51	286, 000	340, 700	413, 100	475, 600
52	287, 100	341, 000	413, 700	476, 500
53	287, 900	341, 100	414, 300	477, 200
54	289, 400	341, 700	414, 900	478, 100
55	290, 600	342, 100	415, 800	479, 000
56	291, 700	343, 000	416, 700	479, 800
57	292, 800	343, 300	417, 400	480, 500
58	293, 700	343, 900	418, 000	
59	294, 400	344, 400	418, 600	
60	295, 200	345, 000	419, 200	
61	295, 800	345, 200	420, 000	
62	296, 100	345, 700	420, 600	
63	296, 500	346, 400	421, 300	
64	297, 200	347, 000	422, 000	
65	298, 100	347, 700	422, 800	
66	298, 800	348, 500	423, 500	
67	299, 400	349, 100	424, 100	
68	299, 900	349, 800	424, 800	
69	300, 700	351, 100	425, 600	
70	301, 500	351, 500	426, 200	
71	302, 500	352, 000	426, 900	
72	303, 500	352, 400	427, 600	
73	304, 300	352, 800	428, 300	
74	305, 300	353, 300	429, 000	
75	306, 300	353, 800	429, 700	
76	307, 100	354, 500	430, 400	
77	307, 500	355, 000	431, 000	
78	308, 200	355, 600	431, 700	
79	308, 700	356, 000	432, 400	
80	309, 600	356, 400	433, 000	
81	310, 400	357, 000	433, 600	
82	311, 100	357, 600		
83	311, 700	358, 000		
84	312, 400	358, 500		
85	312, 800	359, 300		
86	313, 600	359, 700		
87	314, 400	360, 200		
88	315, 300	360, 700		

	89	315,900	361,100			
	90	316,800	361,600			
	91	317,600	362,100			
	92	318,400	362,700			
	93	319,300	363,100			
	94	319,600	363,400			
	95	319,900	363,800			
	96	320,200	364,200			
	97	320,600	364,600			
	98	321,000	365,000			
	99	321,300	365,400			
	100	321,700	365,700			
	101	321,900	366,200			
	102	322,100	366,700			
	103	322,300	367,100			
	104	322,500	367,500			
	105	322,800	368,100			
	106	323,000	368,500			
	107	323,200	368,900			
	108	323,500	369,400			
	109	323,800	370,000			
	110	324,000	370,500			
	111	324,300	371,000			
	112	324,600	371,500			
	113	324,900	372,100			
	114	325,200	372,600			
	115	325,500	373,100			
	116	325,800	373,600			
	117	326,000	374,200			
	118	326,200	374,600			
	119	326,500	375,100			
	120	326,800	375,500			
	121	327,100	376,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	252,200	300,800	329,400	377,200	443,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	328,800	433,600	491,700	579,100
	2	330,400	436,200	492,900	584,700
	3	331,900	439,600	494,100	589,700
	4	333,500	442,500	495,500	594,600
	5	335,100	445,200	496,400	599,000
	6	338,300	447,700	498,400	602,500
	7	341,900	450,000	500,300	606,100
	8	345,500	452,200	502,700	609,000
	9	348,900	454,700	504,300	611,500
	10	352,600	456,300	506,000	613,800
	11	356,300	457,600	507,300	
	12	360,300	459,300	509,000	
	13	363,300	461,200	510,800	
	14	367,200	462,800	512,300	
	15	370,900	464,100	513,900	
	16	375,200	465,500	515,400	
	17	378,700	466,900	517,000	
	18	381,800	467,800	518,700	
	19	385,000	468,700	520,300	
	20	388,100	469,800	521,400	
	21	391,100	471,400	522,600	
	22	394,400	472,600	524,100	
	23	397,400	473,700	525,700	
	24	399,900	474,800	526,900	
	25	401,900	475,500	527,800	
	26	403,300	477,200	529,200	
	27	404,800	478,200	530,500	
	28	406,400	480,100	532,200	
	29	408,200	481,900	533,800	
	30	410,200	483,300	535,300	
	31	411,400	483,800	536,800	
	32	412,700	485,100	538,500	
	33	414,400	486,700	540,000	
	34	416,200	487,600	541,200	
	35	417,700	488,400	542,400	
	36	419,500	489,500	543,300	
	37	421,200	490,900	544,500	
	38	423,100	492,300	545,600	
	39	424,800	493,200	546,900	
	40	426,600	494,500	548,000	

	41	428, 400	495, 300	549, 200	
	42	429, 000	496, 100	550, 000	
	43	429, 500	496, 700	550, 700	
	44	429, 900	497, 100	551, 500	
	45	430, 800	497, 700	552, 400	
	46	431, 100	498, 200	552, 900	
	47	431, 300	499, 000	553, 600	
	48	431, 500	500, 000	554, 300	
	49	431, 700	500, 900	555, 100	
	50	431, 900	501, 300	556, 000	
	51	432, 100	501, 500	556, 900	
	52	432, 300	501, 900	557, 700	
	53	432, 500	502, 500	558, 600	
	54	432, 700	503, 100	559, 400	
	55	432, 900	503, 400	560, 300	
	56	433, 100	503, 800	561, 200	
	57	433, 300	504, 300	562, 000	
	58	433, 500	504, 900	562, 900	
	59	433, 700	505, 600	563, 800	
	60	433, 900	506, 300	564, 700	
	61	434, 100	506, 800	565, 500	
	62	434, 300	507, 300	566, 400	
	63	434, 500	507, 700	567, 300	
	64	434, 700	508, 100	568, 200	
	65	434, 900	508, 400	569, 000	
	66		508, 900	569, 900	
	67		509, 300	570, 600	
	68		509, 700	571, 500	
	69		510, 200	572, 300	
	70		510, 600	573, 200	
	71		511, 200	574, 100	
	72		511, 700	575, 000	
	73		512, 100	575, 800	
	74		512, 700		
	75		513, 300		
	76		513, 900		
	77		514, 400		
	78		515, 000		
	79		515, 600		
	80		516, 200		
	81		516, 600		
	82		517, 200		
	83		517, 800		
	84		518, 400		
	85		518, 900		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	338, 400	384, 900	445, 900	524, 400

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,300	248,600	280,100	301,700	340,300	389,100	457,900
	2	208,800	250,200	281,300	302,600	341,700	390,800	464,400
	3	210,400	251,700	282,500	303,500	343,000	392,400	470,900
	4	212,000	253,000	283,700	304,300	344,400	394,000	476,200
	5	213,200	253,800	284,800	305,200	346,100	395,300	480,000
	6	215,200	254,500	286,000	305,500	347,900	397,400	482,900
	7	217,400	255,600	287,300	306,400	349,400	399,100	485,800
	8	219,400	256,700	288,300	307,100	350,900	400,700	488,300
	9	221,600	258,100	289,200	308,100	352,500	402,400	490,300
	10	223,600	258,800	290,000	309,500	354,100	404,000	
	11	225,600	259,400	290,700	310,900	355,700	405,900	
	12	227,700	260,300	291,600	312,300	357,500	407,600	
	13	229,700	261,400	292,600	313,400	359,400	409,300	
	14	232,300	262,300	293,500	314,800	361,000	411,100	
	15	235,000	263,400	294,300	316,100	362,600	413,000	
	16	237,300	264,300	295,100	317,400	364,300	414,900	
	17	239,900	265,200	295,800	318,900	366,100	416,700	
	18	240,900	266,200	296,500	320,300	367,500	418,400	
	19	242,000	267,300	297,200	321,700	369,300	420,100	
	20	243,000	268,500	298,000	323,300	371,300	421,800	
	21	244,200	269,700	298,900	324,900	372,400	423,400	
	22	245,500	270,600	300,100	325,800	374,000	424,500	
	23	246,800	271,800	301,300	326,600	375,100	425,800	
	24	248,100	272,800	302,500	327,800	376,500	426,900	
	25	249,400	273,900	303,800	329,400	377,800	428,000	
	26	250,000	275,100	305,000	330,700	379,500	429,100	
	27	250,800	276,100	306,200	331,800	381,000	430,100	
	28	251,300	276,900	307,400	333,100	382,500	431,300	
	29	252,100	277,700	308,600	334,800	384,300	432,200	
	30	252,700	278,600	309,900	336,000	385,500	432,900	
	31	253,300	279,400	311,100	337,100	386,800	433,600	
	32	253,800	280,400	312,400	338,300	388,100	434,200	
	33	254,700	281,400	313,300	339,600	389,600	434,800	
	34	255,600	282,300	314,200	341,000	390,700	435,500	
	35	256,300	283,100	315,100	342,400	392,000	436,100	
	36	257,000	284,000	316,200	343,900	393,300	436,800	
	37	257,600	284,900	317,300	345,700	394,400	437,600	
	38	258,200	285,800	318,600	346,900	395,600	438,300	
	39	258,900	286,700	319,800	348,000	396,600	439,000	
	40	259,600	287,600	321,100	349,700	397,800	439,700	

41	260, 200	288, 500	321, 900	350, 600	399, 000	440, 400
42	260, 600	289, 400	323, 100	351, 500	399, 700	441, 100
43	261, 200	290, 300	324, 300	352, 400	400, 500	441, 800
44	261, 600	291, 100	325, 700	353, 400	401, 400	442, 500
45	262, 200	292, 100	326, 700	354, 700	402, 200	443, 100
46	262, 600	293, 100	328, 100	355, 700	403, 100	443, 800
47	262, 900	294, 100	329, 400	356, 500	403, 900	444, 500
48	263, 400	295, 100	330, 700	357, 200	404, 700	445, 200
49	263, 700	296, 100	332, 000	357, 900	405, 500	445, 700
50	264, 000	297, 000	333, 100	358, 700	406, 100	446, 300
51	264, 200	297, 800	333, 900	359, 600	406, 700	447, 000
52	264, 500	298, 600	334, 800	360, 600	407, 500	447, 700
53	264, 800	299, 300	335, 800	361, 300	408, 100	448, 200
54	265, 100	299, 900	336, 800	362, 000	408, 700	
55	265, 400	300, 300	337, 700	362, 700	409, 400	
56	265, 700	301, 200	338, 700	363, 600	410, 100	
57	266, 000	301, 900	339, 600	364, 300	410, 700	
58	266, 200	302, 900	340, 600	365, 000	411, 400	
59	266, 500	303, 600	341, 500	365, 500	412, 100	
60	266, 700	304, 400	342, 200	366, 200	412, 800	
61	266, 900	304, 600	343, 000	366, 700	413, 300	
62	267, 100	305, 400	343, 600	367, 200	413, 900	
63	267, 300	306, 200	344, 300	367, 700	414, 500	
64	267, 500	307, 200	344, 900	368, 200	415, 000	
65	267, 700	307, 900	345, 600	368, 800	415, 700	
66	267, 900	308, 700	346, 300	369, 400	416, 300	
67	268, 200	309, 500	347, 000	369, 900	416, 900	
68	268, 500	310, 300	347, 700	370, 400	417, 500	
69	268, 800	311, 300	348, 500	370, 900	418, 200	
70	269, 100	312, 000	349, 000	371, 400	418, 800	
71	269, 400	312, 500	349, 400	371, 900	419, 400	
72	269, 700	312, 800	349, 900	372, 500	420, 000	
73	270, 000	313, 200	350, 400	373, 000	420, 700	
74	270, 300	313, 400	350, 900	373, 400	421, 300	
75	270, 600	313, 600	351, 400	373, 800	421, 900	
76	270, 900	313, 800	351, 800	374, 300	422, 500	
77	271, 200	314, 000	352, 300	374, 700	423, 200	
78	271, 500	314, 200	352, 700	375, 100		
79	271, 800	314, 400	353, 100	375, 500		
80	272, 100	314, 600	353, 500	375, 900		
81	272, 400	314, 800	353, 900	376, 400		
82	272, 600	315, 000	354, 300	376, 800		
83	272, 800	315, 200	354, 500	377, 200		
84	273, 000	315, 500	354, 800	377, 500		
85	273, 200	315, 800	355, 200	378, 000		
86		316, 000	355, 600	378, 400		
87		316, 200	355, 900	378, 800		
88		316, 500	356, 300	379, 100		

	89		316,800	356,800	379,600			
	90		317,100	357,100	380,000			
	91		317,400	357,400	380,300			
	92		317,700	357,800	380,700			
	93		317,900	358,000	381,200			
	94		318,100	358,400	381,600			
	95		318,300	358,700	382,000			
	96		318,500	359,100	382,400			
	97		318,800	359,300	382,900			
	98		319,000	359,700	383,300			
	99		319,200	360,100	383,700			
	100		319,400	360,500	384,100			
	101		319,700	360,700	384,600			
	102		319,900	361,000				
	103		320,100	361,400				
	104		320,300	361,800				
	105		320,600	362,000				
	106			362,400				
	107			362,800				
	108			363,200				
	109			363,400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	218,200	246,200	281,900	297,500	326,900	373,200	420,300

備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	228,900	260,100	302,200	316,100	345,200	390,400
	2	230,400	263,000	303,000	316,600	346,300	392,200
	3	231,900	265,800	304,000	317,100	347,000	393,800
	4	233,300	268,500	304,600	317,600	348,100	395,500
	5	235,000	271,600	305,100	318,200	349,500	397,200
	6	236,500	272,900	305,800	318,800	350,600	399,000
	7	238,000	274,200	306,700	319,200	351,600	400,800
	8	239,500	275,600	307,000	320,100	352,800	402,600
	9	241,000	276,700	307,300	321,100	354,100	404,800
	10	243,000	277,900	307,500	322,300	355,300	406,900
	11	245,100	278,900	307,900	323,300	356,600	409,000
	12	247,200	280,000	308,300	324,400	357,700	411,200
	13	249,000	280,400	308,700	325,400	359,100	413,400
	14	251,200	281,300	309,000	326,200	360,400	415,300
	15	253,500	282,000	309,300	327,000	361,500	417,200
	16	255,600	282,600	309,700	328,000	362,700	419,000
	17	258,700	283,400	310,100	329,100	364,100	421,000
	18	261,600	283,900	310,700	330,000	365,400	422,800
	19	264,400	284,500	311,100	331,000	366,400	424,700
	20	267,100	285,000	311,700	331,900	367,300	426,400
	21	270,100	285,700	312,300	332,700	368,500	428,100
	22	271,300	286,800	313,300	333,400	369,800	429,700
	23	272,400	287,900	314,300	334,100	370,800	431,500
	24	273,700	288,800	315,300	335,000	372,000	433,200
	25	274,800	289,500	316,200	336,300	373,200	435,100
	26	275,600	290,400	317,200	337,500	374,500	436,900
	27	276,600	291,400	318,100	338,600	375,400	438,600
	28	277,500	292,600	319,000	339,600	376,600	440,400
	29	277,900	293,800	320,400	340,500	377,900	442,300
	30	278,500	294,700	321,400	341,600	379,300	444,000
	31	278,800	295,600	322,200	342,800	380,600	445,700
	32	279,500	296,200	323,100	343,800	381,900	447,400
	33	280,200	296,800	323,900	345,200	383,300	449,000
	34	280,500	297,700	324,600	346,500	384,800	450,600
	35	280,800	298,400	325,200	347,700	386,400	452,200
	36	281,000	298,900	325,900	349,000	388,000	453,900
	37	281,400	299,300	327,000	350,300	389,500	455,700
	38	282,200	299,600	328,200	351,600	391,000	457,300
	39	282,800	300,000	329,000	352,500	392,400	458,900
	40	283,300	300,500	330,100	353,400	393,700	460,600

41	283, 900	301, 000	331, 000	354, 300	395, 100	462, 100
42	284, 500	301, 300	332, 000	355, 200	396, 500	463, 600
43	285, 200	301, 600	333, 100	356, 100	397, 900	465, 200
44	286, 000	302, 100	334, 000	357, 300	399, 300	466, 700
45	286, 700	302, 700	335, 100	358, 400	400, 600	468, 100
46	287, 400	303, 300	336, 300	359, 300	401, 800	469, 000
47	288, 400	303, 600	337, 300	360, 000	402, 900	469, 900
48	288, 900	304, 200	338, 300	360, 900	404, 000	470, 800
49	289, 300	304, 700	339, 600	361, 600	405, 100	471, 700
50	290, 200	305, 600	340, 700	362, 900	406, 000	472, 600
51	291, 200	306, 300	341, 500	364, 100	406, 900	473, 500
52	291, 700	307, 000	342, 100	365, 200	407, 900	474, 400
53	292, 500	308, 100	343, 000	366, 400	408, 800	475, 300
54	292, 900	309, 000	343, 900	367, 700	409, 500	476, 100
55	293, 200	309, 800	344, 700	369, 100	410, 300	476, 900
56	293, 500	310, 900	345, 500	370, 300	411, 100	477, 700
57	293, 900	312, 000	346, 300	371, 500	412, 000	478, 600
58	294, 300	312, 900	347, 200	372, 800	412, 800	
59	294, 700	313, 900	347, 800	373, 800	413, 600	
60	295, 100	314, 800	348, 700	375, 000	414, 400	
61	295, 700	315, 500	349, 600	376, 200	415, 200	
62	296, 200	316, 300	350, 800	377, 300	415, 900	
63	296, 600	316, 900	351, 800	378, 400	416, 600	
64	296, 900	318, 000	352, 900	379, 500	417, 300	
65	297, 300	319, 000	353, 900	380, 500	418, 100	
66	297, 900	320, 100	355, 000	381, 500	418, 700	
67	298, 500	320, 700	356, 100	382, 500	419, 300	
68	299, 100	321, 700	357, 100	383, 500	419, 900	
69	299, 700	322, 400	358, 300	384, 500	420, 500	
70	300, 300	323, 400	359, 400	385, 400	421, 100	
71	300, 600	324, 500	360, 500	386, 400	421, 700	
72	301, 200	325, 600	361, 500	387, 500	422, 300	
73	301, 800	326, 700	362, 600	388, 400	422, 800	
74	302, 700	327, 700	363, 800	389, 200	423, 400	
75	303, 100	328, 700	365, 000	390, 000	424, 000	
76	303, 600	329, 700	366, 000	390, 800	424, 600	
77	303, 800	331, 000	367, 100	391, 500	425, 100	
78	304, 500	332, 000	368, 100	392, 100	425, 700	
79	305, 200	332, 600	369, 200	392, 700	426, 300	
80	306, 400	333, 200	370, 200	393, 300	426, 900	
81	306, 800	333, 800	371, 200	394, 000	427, 300	
82	307, 600	334, 500	372, 300	394, 600	427, 900	
83	307, 900	335, 000	373, 300	395, 200	428, 500	
84	308, 400	335, 900	374, 300	395, 800	429, 100	
85	308, 700	336, 600	375, 400	396, 300	429, 600	
86	309, 400	337, 200	376, 200	396, 900		
87	310, 000	337, 800	377, 000	397, 500		
88	310, 600	338, 500	377, 800	398, 100		

89	311,200	339,400	378,600	398,600
90	312,000	340,300	379,300	399,100
91	312,600	341,300	380,000	399,600
92	313,200	342,300	380,700	400,100
93	314,200	343,400	381,200	400,700
94	314,700	344,100	381,700	401,200
95	315,000	344,800	382,200	401,700
96	315,300	345,600	382,700	402,200
97	315,900	346,300	383,300	402,800
98	316,300	346,800	383,800	403,300
99	316,500	347,400	384,300	403,800
100	317,000	348,000	384,800	404,300
101	317,200	348,400	385,400	404,900
102	317,400	349,000	385,900	405,400
103	317,600	349,500	386,400	405,900
104	317,900	349,900	386,900	406,400
105	318,200	350,300	387,400	407,000
106	318,400	350,700	387,900	407,500
107	318,600	351,100	388,400	408,000
108	318,900	351,400	388,900	408,500
109	319,200	351,800	389,400	409,100
110	319,500	352,100	389,900	
111	319,800	352,400	390,400	
112	320,100	352,700	390,800	
113	320,500	353,100	391,200	
114	320,800	353,400	391,700	
115	321,100	353,700	392,200	
116	321,500	354,000	392,700	
117	321,700	354,300	393,100	
118	321,900	354,700	393,600	
119	322,200	355,100	394,100	
120	322,500	355,500	394,600	
121	322,700	355,700	395,000	
122	323,000	356,100		
123	323,300	356,500		
124	323,500	356,900		
125	323,700	357,100		
126	324,000	357,400		
127	324,400	357,800		
128	324,600	358,200		
129	324,800	358,500		
130	325,100	358,900		
131	325,400	359,300		
132	325,800	359,700		
133	326,000	360,000		
134	326,400	360,400		
135	326,800	360,800		
136	327,200	361,200		

	137	327,400	361,500				
	138	327,800	361,900				
	139	328,200	362,300				
	140	328,600	362,700				
	141	328,800	363,000				
	142	329,100	363,400				
	143	329,500	363,800				
	144	329,900	364,200				
	145	330,100	364,400				
	146	330,500	364,800				
	147	330,900	365,200				
	148	331,300	365,600				
	149	331,500	365,900				
	150	331,800	366,300				
	151	332,100	366,700				
	152	332,400	367,100				
	153	332,700	367,400				
	154	333,000					
	155	333,300					
	156	333,600					
	157	334,000					
	158	334,300					
	159	334,600					
	160	334,900					
	161	335,300					
	162	335,600					
	163	335,900					
	164	336,200					
	165	336,600					
	166	336,900					
	167	337,200					
	168	337,500					
	169	337,900					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	271,300	296,600	304,300	316,000	335,000	377,200

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	220,100	239,000	341,100	371,900	467,900
	2	221,600	241,400	342,800	373,800	469,300
	3	223,100	243,900	344,400	375,400	470,600
	4	224,600	246,300	346,600	377,200	472,000
	5	226,300	249,000	348,900	378,700	473,300
	6	228,800	251,800	351,200	380,100	474,700
	7	231,000	254,900	353,300	381,500	476,100
	8	233,600	257,800	355,500	383,200	477,500
	9	235,800	260,800	357,700	384,900	478,800
	10	238,100	262,900	359,800	386,700	480,100
	11	240,700	264,900	362,100	388,300	481,400
	12	242,900	266,900	364,200	389,700	482,700
	13	245,500	269,000	366,300	391,200	484,000
	14	248,400	270,500	368,000	392,400	485,200
	15	251,300	272,100	369,700	393,700	486,400
	16	254,300	273,600	371,200	395,200	487,600
	17	257,400	275,200	372,800	396,800	488,800
	18	259,300	275,900	374,400	398,200	489,700
	19	261,100	276,700	376,100	399,600	490,600
	20	262,700	277,500	377,500	401,100	491,500
	21	264,200	278,600	379,000	402,600	492,400
	22	265,800	279,700	380,500	403,600	
	23	267,200	281,000	382,000	404,800	
	24	268,700	282,100	383,400	406,100	
	25	270,000	283,000	385,100	407,000	
	26	270,700	284,600	386,800	408,400	
	27	271,300	286,000	388,500	409,500	
	28	272,000	287,600	390,000	410,600	
	29	272,900	288,700	391,600	411,900	
	30	273,900	290,500	392,900	413,400	
	31	274,900	292,600	394,200	414,400	
	32	275,900	294,800	395,500	415,300	
	33	276,900	297,500	396,900	416,400	
	34	278,100	300,100	397,700	417,600	
	35	279,200	302,700	399,200	418,900	
	36	280,300	305,400	400,200	420,500	
	37	281,100	307,800	401,300	421,500	
	38	281,900	310,200	402,600	422,900	
	39	282,900	312,500	403,900	424,400	
	40	284,100	314,600	405,100	425,900	

41	285,500	316,300	405,700	427,500
42	286,700	318,400	407,200	428,800
43	288,200	320,300	408,500	430,000
44	289,600	322,000	409,900	431,200
45	291,100	324,000	411,400	432,600
46	292,200	326,000	412,300	433,900
47	293,200	327,900	413,600	435,300
48	294,000	329,700	415,000	436,500
49	295,000	331,400	416,200	437,800
50	295,800	333,400	417,400	439,100
51	296,700	335,400	418,700	440,400
52	297,400	337,200	419,900	441,700
53	298,100	338,900	420,900	442,900
54	299,100	340,900	422,100	443,900
55	300,000	343,000	423,300	445,000
56	300,900	345,200	424,500	446,100
57	301,700	346,800	425,500	447,200
58	302,300	348,800	426,700	448,400
59	303,000	350,900	427,700	449,500
60	303,600	353,100	428,800	450,700
61	304,400	355,000	430,000	451,700
62	305,400	357,200	431,100	452,500
63	306,400	359,200	431,900	453,300
64	307,000	361,000	432,800	454,100
65	307,700	362,800	433,900	455,000
66	308,600	364,200	434,900	455,800
67	309,700	365,400	435,800	456,600
68	310,600	367,000	436,800	457,400
69	311,700	369,000	437,800	458,200
70	312,600	370,400	438,600	458,900
71	313,500	371,900	439,400	459,600
72	314,300	373,500	440,200	460,300
73	314,700	374,900	441,000	461,000
74	315,200	376,500	441,800	461,700
75	315,700	377,900	442,600	462,400
76	316,500	379,700	443,400	463,100
77	317,300	381,300	444,200	463,800
78	318,000	383,100	444,900	464,500
79	318,500	384,600	445,600	465,200
80	319,000	386,100	446,300	465,900
81	319,600	387,500	446,900	466,400
82	320,300	388,700	447,600	
83	321,000	390,000	448,300	
84	321,600	391,400	449,000	
85	322,200	392,000	449,700	
86	322,800	393,500	450,300	
87	323,300	394,600	450,900	
88	324,000	395,800	451,400	

89	324, 800	397, 100	451, 900
90	325, 300	398, 100	452, 500
91	325, 700	398, 800	453, 100
92	326, 000	399, 300	453, 600
93	326, 300	400, 800	454, 000
94	326, 500	401, 900	454, 600
95	326, 700	403, 100	455, 200
96	327, 000	404, 300	455, 700
97	327, 300	405, 300	456, 200
98	327, 600	406, 300	
99	327, 900	407, 400	
100	328, 300	408, 400	
101	328, 600	409, 500	
102	328, 800	410, 600	
103	329, 000	411, 400	
104	329, 200	412, 300	
105	329, 500	413, 300	
106	329, 800	414, 200	
107	330, 100	415, 100	
108	330, 400	415, 900	
109	330, 600	416, 800	
110	330, 900	417, 700	
111	331, 200	418, 700	
112	331, 500	419, 700	
113	331, 700	420, 500	
114	331, 900	421, 100	
115	332, 100	421, 700	
116	332, 300	422, 600	
117	332, 500	423, 600	
118	332, 700	424, 400	
119	332, 900	425, 200	
120	333, 100	426, 000	
121	333, 300	426, 700	
122	333, 500	427, 500	
123	333, 700	428, 300	
124	333, 900	429, 100	
125	334, 100	429, 800	
126		430, 500	
127		431, 200	
128		431, 900	
129		432, 700	
130		433, 400	
131		434, 100	
132		434, 800	
133		435, 300	
134		435, 900	
135		436, 500	
136		437, 100	

	137		437,500			
	138		438,100			
	139		438,700			
	140		439,300			
	141		439,700			
	142		440,300			
	143		440,900			
	144		441,500			
	145		441,900			
	146		442,500			
	147		443,100			
	148		443,700			
	149		444,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	259,700	314,900	346,300	376,100	468,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員は、4,000円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	220,000	269,000	340,100	404,800	485,700
	2	221,600	270,500	342,000	406,200	487,600
	3	223,100	272,100	344,500	407,700	489,500
	4	224,800	273,600	346,600	409,200	491,400
	5	226,400	275,200	348,900	411,000	493,200
	6	228,900	275,900	351,300	412,700	495,100
	7	231,100	276,700	353,400	414,300	497,000
	8	233,400	277,500	355,600	416,100	498,800
	9	235,700	278,600	357,700	417,300	500,600
	10	238,100	279,700	359,900	419,000	502,300
	11	240,500	281,000	362,200	420,400	504,000
	12	242,700	282,100	364,300	421,700	505,700
	13	245,400	283,300	366,400	423,100	507,500
	14	248,300	284,800	368,200	424,800	509,200
	15	251,300	286,200	369,900	426,500	510,800
	16	254,100	287,700	371,300	428,400	512,500
	17	257,300	288,900	372,800	430,300	514,200
	18	259,300	290,600	374,400	431,700	515,200
	19	260,900	292,600	376,000	433,300	516,200
	20	262,400	295,000	377,400	435,000	517,200
	21	264,200	297,700	379,100	436,600	518,300
	22	265,800	300,400	380,600	438,100	
	23	267,300	303,000	382,200	439,600	
	24	268,700	305,600	383,800	441,100	
	25	270,000	308,100	385,700	442,400	
	26	270,800	310,500	387,600	444,000	
	27	271,500	312,800	389,100	445,600	
	28	272,400	314,600	391,000	447,200	
	29	273,200	316,500	392,800	448,900	
	30	274,100	318,500	394,900	450,500	
	31	275,100	320,400	396,500	452,100	
	32	276,000	322,200	398,100	453,700	
	33	277,200	324,100	399,600	455,000	
	34	278,500	326,100	401,400	456,500	
	35	279,700	328,100	403,200	458,000	
	36	280,800	329,800	404,800	459,600	
	37	281,800	331,700	406,500	461,300	
	38	282,800	333,500	407,900	462,800	
	39	283,800	335,500	409,600	464,300	
	40	285,200	337,300	411,200	465,900	

41	286, 800	339, 100	412, 700	467, 600
42	287, 900	341, 100	414, 200	469, 200
43	289, 200	343, 200	415, 700	470, 700
44	290, 700	345, 300	417, 200	472, 300
45	292, 200	346, 900	418, 700	474, 000
46	293, 300	349, 000	420, 400	475, 600
47	294, 300	351, 200	421, 800	477, 200
48	295, 200	353, 300	423, 300	478, 800
49	295, 800	355, 300	424, 900	480, 500
50	296, 700	357, 400	426, 300	482, 100
51	297, 600	359, 400	427, 800	483, 700
52	298, 400	361, 300	429, 100	485, 300
53	299, 200	362, 900	430, 400	486, 900
54	300, 400	364, 400	431, 700	488, 500
55	301, 300	365, 700	433, 200	490, 100
56	302, 100	367, 200	434, 700	491, 700
57	302, 900	369, 000	436, 200	493, 200
58	303, 700	370, 400	437, 600	494, 200
59	304, 400	372, 000	439, 000	495, 200
60	305, 400	373, 600	440, 400	496, 200
61	306, 200	375, 000	441, 800	497, 000
62	307, 200	376, 500	442, 800	
63	307, 900	378, 100	444, 000	
64	308, 800	380, 000	445, 400	
65	309, 600	381, 600	446, 800	
66	310, 700	383, 400	448, 200	
67	311, 900	385, 400	449, 400	
68	313, 000	387, 300	450, 700	
69	314, 100	389, 300	452, 000	
70	314, 800	390, 900	453, 300	
71	315, 600	392, 300	454, 600	
72	316, 300	393, 800	455, 900	
73	317, 000	395, 100	457, 200	
74	317, 600	396, 800	458, 400	
75	318, 200	398, 100	459, 600	
76	319, 000	399, 700	460, 800	
77	319, 700	401, 300	462, 000	
78	320, 400	402, 800	463, 100	
79	321, 000	404, 000	464, 200	
80	321, 700	405, 200	465, 300	
81	322, 200	406, 400	466, 400	
82	322, 900	407, 500	467, 500	
83	323, 600	408, 800	468, 600	
84	324, 400	410, 300	469, 700	
85	325, 200	411, 800	470, 800	
86	325, 900	413, 000	471, 600	
87	326, 900	414, 300	472, 400	
88	327, 800	415, 700	473, 200	

89	328, 800	417, 000	474, 000
90	329, 600	418, 400	474, 600
91	330, 000	419, 600	475, 200
92	330, 600	420, 800	475, 800
93	331, 100	422, 200	476, 300
94	331, 700	423, 500	476, 900
95	332, 200	424, 800	477, 500
96	333, 000	426, 000	478, 100
97	333, 500	427, 300	478, 700
98	334, 100	428, 200	
99	334, 600	429, 100	
100	335, 300	430, 100	
101	335, 800	431, 200	
102	336, 600	432, 300	
103	337, 300	433, 400	
104	338, 200	434, 500	
105	339, 000	435, 400	
106	339, 800	436, 300	
107	340, 600	437, 200	
108	341, 400	438, 100	
109	342, 200	439, 000	
110	342, 800	439, 900	
111	343, 300	440, 800	
112	343, 900	441, 700	
113	344, 600	442, 400	
114	345, 000	443, 200	
115	345, 400	444, 000	
116	345, 800	444, 800	
117	346, 200	445, 600	
118	346, 600	446, 400	
119	347, 000	447, 100	
120	347, 300	447, 900	
121	347, 900	448, 700	
122	348, 300	449, 200	
123	348, 700	449, 700	
124	349, 200	450, 200	
125	349, 800	450, 600	
126	350, 100	451, 100	
127	350, 400	451, 600	
128	350, 700	452, 100	
129	351, 000	452, 500	
130	351, 400	453, 000	
131	351, 800	453, 500	
132	352, 200	454, 000	
133	352, 400	454, 400	
134	352, 700	454, 900	
135	353, 000	455, 400	
136	353, 300	455, 900	

	137	353,600	456,200			
	138	353,800				
	139	354,100				
	140	354,400				
	141	354,700				
	142	355,000				
	143	355,300				
	144	355,600				
	145	355,900				
	146	356,200				
	147	356,500				
	148	356,700				
	149	356,900				
	150	357,200				
	151	357,500				
	152	357,800				
	153	358,000				
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基準給 料月額	269,800	318,800	352,100	383,900	480,000

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員は、3,800円をそれぞれ加算した額とする。

警察官給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	233,900	252,000	279,200	315,300	359,200	382,800	415,700	493,500	508,000
	2	235,600	254,000	281,200	316,700	360,900	384,300	416,400	496,700	513,500
	3	237,500	256,100	283,000	318,200	362,600	385,900	418,400	499,300	518,000
	4	239,200	257,800	284,900	319,600	364,200	387,200	420,100	501,400	522,400
	5	240,900	260,500	286,500	320,600	365,400	388,700	421,900		526,400
	6	243,200	263,500	287,900	322,200	366,800	390,400	423,600		529,700
	7	245,700	266,600	288,800	323,600	368,300	392,100	425,100		532,700
	8	247,900	269,500	290,100	324,200	369,600	393,700	426,700		535,200
	9	250,000	272,700	291,500	324,800	371,300	395,800	428,000		537,400
	10	251,900	274,400	292,500	325,300	372,900	397,700	430,000		
	11	253,800	276,000	293,500	326,000	374,300	399,500	431,400		
	12	255,500	277,700	294,700	326,500	375,900	401,100	433,100		
	13	258,200	279,000	296,000	327,500	377,600	403,400	434,300		
	14	260,900	280,800	297,300	328,700	378,900	404,000	436,200		
	15	263,800	282,400	298,500	329,600	380,500	405,900	438,100		
	16	266,500	284,000	299,700	330,600	382,200	407,300	439,800		
	17	269,600	285,500	300,500	330,900	384,400	409,200	441,600		
	18	271,100	286,700	301,800	332,600	386,200	411,000	443,400		
	19	272,400	287,500	302,900	333,700	388,000	412,400	445,200		
	20	274,000	288,600	304,300	334,600	389,600	414,100	447,000		
	21	275,600	289,600	305,900	335,700	391,900	415,600	449,000		
	22	277,400	290,600	306,700	337,200	392,600	417,700	450,500		
	23	278,900	291,600	307,600	339,100	394,500	419,100	452,100		
	24	280,500	292,800	308,100	340,600	395,800	420,800	453,600		
	25	282,100	293,900	308,600	342,400	397,400	422,200	455,200		
	26	283,200	294,900	309,600	343,500	399,200	424,100	456,600		
	27	283,900	295,900	310,400	344,800	400,500	425,900	458,100		
	28	284,900	296,900	311,100	346,200	402,200	427,600	459,400		
	29	286,100	297,600	311,400	347,200	403,600	429,500	460,900		
	30	287,100	298,900	312,000	348,900	405,700	431,000	462,200		
	31	288,100	300,000	312,600	350,300	407,200	432,500	463,400		
	32	289,300	301,500	313,200	351,400	408,800	434,000	464,600		
	33	290,400	302,700	314,000	352,000	410,400	435,500	465,900		
	34	291,500	303,600	314,600	353,400	412,300	436,500	466,400		
	35	292,500	304,700	315,200	354,500	414,200	437,500	467,200		
	36	293,500	305,300	316,000	355,400	415,900	438,500	467,800		
	37	294,200	306,000	316,700	356,900	417,600	439,700	468,400		
	38	295,500	306,700	317,300	358,000	419,300	440,800	469,200		
	39	296,600	307,300	317,900	359,300	421,100	442,000	469,900		
	40	298,000	308,000	318,700	360,800	422,900	443,100	470,700		

41	299, 300	308, 600	319, 500	362, 300	424, 600	444, 300	471, 300
42	300, 100	309, 200	320, 300	363, 000	425, 800	445, 000	472, 000
43	301, 100	309, 800	320, 900	364, 600	426, 900	445, 700	472, 700
44	301, 700	310, 400	321, 600	366, 400	427, 800	446, 400	473, 400
45	302, 300	311, 200	322, 300	368, 100	429, 000	447, 000	474, 100
46	302, 700	311, 600	323, 300	369, 400	430, 200	447, 500	474, 800
47	303, 200	312, 200	324, 500	370, 800	431, 400	448, 100	475, 500
48	303, 600	313, 200	325, 600	372, 000	432, 400	448, 600	476, 200
49	303, 800	313, 900	326, 800	373, 800	433, 700	449, 300	476, 900
50	304, 200	314, 300	328, 200	374, 200	434, 400	449, 800	477, 500
51	304, 800	315, 000	329, 500	375, 600	435, 000	450, 300	478, 100
52	305, 300	315, 900	330, 600	376, 600	435, 700	450, 900	478, 700
53	306, 100	316, 600	331, 100	377, 600	436, 300	451, 500	479, 400
54	306, 700	317, 200	332, 400	378, 900	436, 800	452, 100	480, 000
55	307, 300	317, 800	333, 300	379, 900	437, 400	452, 700	480, 600
56	308, 100	318, 600	334, 200	381, 200	438, 000	453, 300	481, 200
57	308, 800	319, 300	335, 500	382, 400	438, 400	453, 900	481, 900
58	309, 300	320, 200	336, 400	383, 900	439, 100	454, 500	482, 500
59	309, 700	321, 300	337, 500	385, 100	439, 800	455, 100	483, 100
60	310, 400	322, 400	339, 000	386, 300	440, 500	455, 700	483, 700
61	311, 200	323, 500	340, 300	387, 600	441, 000	456, 300	484, 400
62	311, 500	324, 700	340, 900	389, 000	441, 500	456, 900	485, 000
63	311, 800	325, 900	342, 300	390, 300	442, 100	457, 500	485, 600
64	312, 100	327, 000	344, 000	391, 600	442, 700	458, 100	486, 200
65	313, 000	327, 400	345, 400	393, 100	443, 300	458, 700	486, 900
66	313, 500	328, 300	346, 900	394, 500	443, 900	459, 300	
67	314, 400	329, 000	348, 300	395, 800	444, 500	459, 900	
68	315, 200	329, 600	349, 500	397, 100	445, 100	460, 500	
69	315, 800	330, 600	351, 200	398, 600	445, 700	461, 000	
70	316, 700	331, 300	351, 400	400, 000	446, 300	461, 600	
71	317, 700	332, 400	352, 100	401, 400	446, 900	462, 100	
72	318, 500	333, 800	353, 100	402, 600	447, 400	462, 700	
73	318, 900	334, 800	353, 700	404, 000	448, 000	463, 300	
74	319, 700	335, 100	354, 800	405, 100	448, 600	463, 900	
75	320, 300	336, 000	355, 900	406, 300	449, 200	464, 500	
76	320, 800	336, 800	357, 300	407, 300	449, 800	465, 100	
77	321, 100	337, 600	358, 800	408, 600	450, 300	465, 700	
78	321, 700	338, 900	360, 100	409, 700	450, 900		
79	322, 200	340, 100	361, 200	410, 900	451, 500		
80	322, 600	341, 100	362, 500	412, 100	452, 100		
81	323, 000	342, 700	363, 700	413, 300	452, 700		
82	324, 000	343, 500	365, 200	413, 600	453, 300		
83	324, 900	344, 200	366, 700	414, 200	453, 900		
84	325, 500	345, 100	368, 200	414, 800	454, 500		
85	326, 500	345, 900	369, 700	415, 300	455, 100		
86	327, 400	346, 900	371, 200	415, 900			
87	328, 300	347, 600	372, 800	416, 500			
88	329, 000	348, 800	374, 300	417, 100			

89	330, 300	349, 800	375, 800	417, 600
90	330, 900	350, 900	377, 200	418, 200
91	331, 400	351, 800	378, 600	418, 800
92	332, 000	352, 800	380, 100	419, 400
93	332, 400	353, 700	381, 500	419, 900
94	333, 200	354, 900	383, 000	420, 500
95	333, 800	356, 100	384, 500	421, 100
96	334, 700	357, 300	385, 800	421, 700
97	335, 200	358, 600	387, 100	422, 200
98	336, 000	359, 900	388, 200	422, 800
99	336, 600	361, 200	389, 200	423, 400
100	337, 300	362, 500	390, 300	424, 000
101	338, 100	364, 000	391, 400	424, 500
102	339, 000	365, 200	392, 500	425, 000
103	339, 800	366, 400	393, 700	425, 500
104	340, 700	367, 700	394, 900	426, 000
105	341, 600	368, 900	396, 200	426, 300
106	342, 200	369, 900	396, 800	426, 800
107	342, 800	370, 900	397, 400	427, 300
108	343, 400	371, 900	398, 000	427, 800
109	344, 100	373, 000	398, 700	428, 200
110	344, 700	373, 900	399, 300	428, 700
111	345, 300	374, 800	399, 900	429, 200
112	346, 000	375, 700	400, 500	429, 700
113	346, 800	376, 700	401, 000	430, 100
114	347, 500	377, 600	401, 600	430, 600
115	348, 200	378, 600	402, 200	431, 100
116	348, 900	379, 600	402, 800	431, 600
117	349, 400	380, 700	403, 300	432, 000
118	350, 100	381, 200	403, 900	432, 500
119	350, 800	381, 800	404, 500	433, 000
120	351, 400	382, 400	405, 100	433, 500
121	352, 100	382, 900	405, 500	433, 900
122	352, 400	383, 400	406, 100	
123	352, 800	383, 900	406, 700	
124	353, 300	384, 400	407, 300	
125	353, 600	384, 900	407, 800	
126		385, 400	408, 200	
127		385, 900	408, 700	
128		386, 400	409, 200	
129		386, 900	409, 500	
130		387, 400	410, 000	
131		387, 800	410, 500	
132		388, 300	411, 000	
133		388, 800	411, 300	
134		389, 300	411, 800	
135		389, 800	412, 200	
136		390, 300	412, 700	

	137		390,600	413,000						
	138		391,000	413,500						
	139		391,500	414,000						
	140		392,000	414,500						
	141		392,300	414,800						
	142		392,800							
	143		393,300							
	144		393,800							
	145		394,100							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	278,600	292,500	297,500	334,200	354,000	370,100	394,900	435,100	470,900

別記第2

特定任期付職員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	421,000
2	474,000
3	531,000
4	604,000
5	690,000
6	805,000
7	942,000

別記第3

第1号任期付研究員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	445,000
2	512,000
3	582,000
4	676,000
5	786,000
6	897,000

第2号任期付研究員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	411,000
3	442,000

参 考 資 料

目次

I 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	1
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数	2
第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	3
第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	4
その1 公民給与比較の対象職種	4
その2 公民給与比較の対象外職種	13
その3 再雇用者	15
第4表 民間事業所の従業員と職員との対応関係	16
第5表 民間における初任給の改定状況	17
第6表 民間における給与改定の状況	18
その1 ベース改定の実施状況	18
その2 定期昇給の実施状況	18
第7表 民間における住宅手当の支給状況	19
第8表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	20
その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況	20
その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況	20
第9表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	20
第10表 民間における定年制の状況	21
第11表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	21
第12表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	21

II 生計費関係資料

第13表 高知市における費目別、世帯人員別標準生計費	22
----------------------------	----

III 職員給与関係資料（令和8年職員給与実態調査）

第14表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	23
第15表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	23
第16表 職員の平均給与月額	24
第17表 職員の給料表別、級別、号給別人員	25
その1 行政職	25
その2 研究職	27
その3 医療職(1)	28
その4 医療職(2)	29
その5 医療職(3)	30
その6 小・中学校等教育職	31
その7 高等学校等教育職	32
その8 警察官	33
第18表 職員の通勤状況	35
その1 交通機関の種類別通勤状況（交通用具併用者を除く。）	35
その2 交通用具の種類別通勤状況（交通機関併用者を除く。）	35
その3 通勤方法別割合	35

IV 国家公務員給与との比較

第19表 ラスパイレス指数の推移	36
第20表 平均給料月額	36
第21表 給料表の水準（全級号給の合計額）	36

I 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を民間事業所の従業員の給与と比較検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

高知県人事委員会及び人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和8年4月分の最終給与締切日現在において、全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した県内183事業所を組織、規模、産業により層化分類し、これらの層から72事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は、2,860人（うち初任給関係職種79人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は、12,042人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 1 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

産 業 企 業 規 模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
産 業 計	6 5	2 3	4 2
鉱 業 、 建 設 業	4	2	2
製 造 業	2 2	4	1 8
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	1 0	6	4
卸 売 業 、 小 売 業	4	0	4
金 融 業 、 保 険 業 、 物 品 賃 貸 業	3	3	0
教育、学習支援業、医療、福祉、 サ ー ビ ス 業	2 2	8	1 4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が 7 所あった。
- 2 「500人以上」とは企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下各表について同じ。）。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	※ 265,000	※ 265,000	—
		大学卒	228,391	237,042	207,193
		短大卒	※ 186,517	—	※ 186,517
		高校卒	181,266	※ 181,423	※ 180,907
	新卒技術者	大学院修士課程修了	※ 256,702	※ 265,000	※ 250,000
		大学卒	234,311	※ 250,000	230,494
		短大卒	※ 207,260	—	※ 207,260
		高校卒	203,809	204,769	※ 202,922
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	※ 259,265	※ 265,000	※ 250,000
		大学卒	230,321	238,566	220,549
		短大卒	※ 191,217	—	※ 191,217
		高校卒	193,437	191,865	195,606
その他	新卒船員	海上技術学校卒	—	—	—
	新卒大学助教	大学院博士課程修了	—	—	—
		大学院修士課程修了	—	—	—
		大学卒	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—
	新卒研究員	大学院修士課程修了	—	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—
		高校卒	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	大学卒	—	—	—
	新卒栄養士	大学卒	※ 155,000	—	※ 155,000
	準新卒看護師	養成所卒	198,210	—	198,210
	準新卒准看護師	看護高校卒	—	—	—
		養成所卒	※ 160,180	—	※ 160,180

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、令和5年3月又は令和6年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者（令和7年4月採用者を除く）に限っている。
- 3 ※印は、調査実人員が5人以下であることを示す。

第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

(令和8年職種別民間給与実態調査)

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	52.0	598,342	61	598,281	構成員50人以上の支店 (社)の長（取締役兼任者 を除く。）
	大 学 卒	3	49.4	554,034	82	553,952	
	短 大 卒	*	59.5	730,000	0	730,000	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	4	54.5	565,131	0	565,131	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	*	50.0	480,156	0	480,156	
	高 校 卒	*	59.5	660,562	0	660,562	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	72	54.0	576,780	8,212	568,568	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	47	53.3	617,427	11,342	606,085	
	短 大 卒	10	54.7	505,589	8,859	496,730	
	高 校 卒	15	55.4	518,357	0	518,357	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	25	54.0	571,430	216	571,214	同 上
	大 学 卒	13	52.9	589,972	47	589,925	
	短 大 卒	5	56.2	602,738	922	601,816	
	高 校 卒	7	54.3	513,674	0	513,674	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	51	53.3	550,639	6,703	543,936	上記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	37	52.7	611,592	8,200	603,392	
	短 大 卒	5	53.3	438,067	7,677	430,390	
	高 校 卒	9	55.1	420,933	1,512	419,421	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「*」印は、調査実人員が2人以下の場合である(以下この表において同じ。)
2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下この表において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和8年4月分平均支給額			備 考
				き ま つ て 支 給 す る 給 与 （A） （円）	う ち 時 間 外 手 当 （B） （円）	(A)－(B) （円）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	7	53.3	536,845	42,201	494,644	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	4	51.3	465,433	0	465,433	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	57.2	676,981	125,015	551,966	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	227	50.7	543,719	11,811	531,908	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	143	50.3	585,672	8,196	577,476	
	短 大 卒	33	52.1	449,139	14,298	434,841	
	高 校 卒	50	51.1	477,999	21,428	456,571	
	中 学 卒	*	51.5	439,300	0	439,300	
	技術課長	92	49.9	522,088	21,401	500,687	同 上
	大 学 卒	33	48.5	580,013	29,865	550,148	
	短 大 卒	11	49.7	476,652	10,577	466,075	
	高 校 卒	48	51.0	490,621	17,767	472,854	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長代理	122	46.7	504,404	11,106	493,298	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	88	44.8	514,807	9,941	504,866	
	短 大 卒	19	50.1	442,996	23,989	419,007	
	高 校 卒	14	52.7	517,848	3,003	514,845	
	中 学 卒	*	58.5	519,406	0	519,406	
	技術課長代理	67	48.4	495,637	74,747	420,890	同 上
	大 学 卒	23	46.8	515,655	95,796	419,859	
	短 大 卒	14	48.4	475,547	74,193	401,354	
	高 校 卒	28	49.6	490,153	60,457	429,696	
	中 学 卒	*	50.1	487,250	44,437	442,813	
事務係長	236	46.1	427,879	51,820	376,059	係の長及び係長級専門職	
大 学 卒	143	43.9	435,274	51,854	383,420		
短 大 卒	51	49.2	387,028	50,085	336,943		
高 校 卒	42	50.7	448,576	53,721	394,855		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

（注） 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下この表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考
				き ま つ て 支 給 す る 給 与 （A） (円)	う ち 時 間 外 手 当 （B） (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	167	44.6	480,113	79,590	400,523	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	58	43.0	458,858	61,021	397,837	
	短 大 卒	26	42.4	519,114	121,258	397,856	
	高 校 卒	82	46.4	482,451	78,493	403,958	
	中 学 卒	*	50.5	449,037	133,537	315,500	
	事務主任	159	43.1	366,875	39,053	327,822	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	77	39.6	390,592	38,574	352,018	
	短 大 卒	39	46.3	333,202	33,178	300,024	
	高 校 卒	43	46.3	356,003	45,131	310,872	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	109	39.9	443,214	79,424	363,790	同 上
	大 学 卒	61	37.2	417,742	80,148	337,594	
	短 大 卒	15	38.5	455,851	90,216	365,635	
	高 校 卒	33	44.8	477,318	73,527	403,791	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	616	38.3	292,649	21,493	271,156	
	大 学 卒	281	34.6	308,422	24,035	284,387	
	短 大 卒	154	42.8	269,852	20,091	249,761	
	高 校 卒	179	40.4	286,329	18,673	267,656	
	中 学 卒	*	50.1	195,392	1,591	193,801	
	技術係員	312	31.0	331,106	49,034	282,072	
	大 学 卒	121	30.7	341,282	50,126	291,156	
	短 大 卒	47	29.3	340,244	54,313	285,931	
	高 校 卒	144	31.7	320,724	46,616	274,108	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

（注） 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下この表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	52.0	598,342	61	598,281	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	大 学 卒	3	49.4	554,034	82	553,952	
	短 大 卒	*	59.5	730,000	0	730,000	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	3	53.2	568,859	0	568,859	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	*	50.0	480,156	0	480,156	
	高 校 卒	*	59.5	746,264	0	746,264	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	30	53.5	616,485	0	616,485	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	20	51.8	714,781	0	714,781	
	短 大 卒	*	57.5	425,285	0	425,285	
	高 校 卒	8	55.4	499,469	0	499,469	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	6	53.7	574,262	0	574,262	同 上
	大 学 卒	3	53.4	608,753	0	608,753	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	54.0	539,771	0	539,771	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	40	53.0	546,894	1,226	545,668	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	29	52.5	620,397	1,244	619,153	
	短 大 卒	4	53.0	396,270	0	396,270	
	高 校 卒	7	54.6	406,274	1,870	404,404	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 8 年 4 月 分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	4	55.5	609,150	81,116	528,034	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	*	52.5	483,810	0	483,810	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	57.2	676,981	125,015	551,966	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	144	50.6	580,523	5,742	574,781	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	106	50.5	613,351	2,814	610,537	
	短 大 卒	16	52.6	456,560	9,624	446,936	
	高 校 卒	22	49.8	509,281	16,885	492,396	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	37	50.7	592,616	4,061	588,555	同 上
	大 学 卒	16	51.2	693,561	0	693,561	
	短 大 卒	6	51.1	476,314	6,344	469,970	
	高 校 卒	15	50.1	530,058	7,458	522,600	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長代理	98	46.7	519,658	4,057	515,601	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	73	44.7	527,876	3,702	524,174	
	短 大 卒	11	51.1	462,491	7,609	454,882	
	高 校 卒	13	52.5	525,482	3,198	522,284	
	中 学 卒	*	58.5	519,406	0	519,406	
技術課長代理	36	48.1	502,694	55,352	447,342	同 上	
大 学 卒	15	47.8	517,095	82,440	434,655		
短 大 卒	6	49.0	474,246	42,541	431,705		
高 校 卒	14	47.9	499,992	37,671	462,321		
中 学 卒	*	50.5	503,765	17,465	486,300		
事務係長	131	45.4	469,466	57,524	411,942	係の長及び係長級専門職	
大 学 卒	85	43.5	470,959	55,320	415,639		
短 大 卒	26	48.0	410,185	61,153	349,032		
高 校 卒	20	51.2	536,518	62,966	473,552		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	66	46.1	600,787	110,556	490,231	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	20	43.2	581,212	88,954	492,258	
	短 大 卒	9	44.3	673,616	178,954	494,662	
	高 校 卒	37	48.0	591,931	103,845	488,086	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務主任	69	41.2	404,338	45,731	358,607	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	46	38.2	397,608	40,496	357,112	
	短 大 卒	11	46.5	367,969	41,688	326,281	
	高 校 卒	12	46.3	455,942	65,679	390,263	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	55	41.7	503,969	88,356	415,613	同 上
	大 学 卒	24	39.8	480,241	88,059	392,182	
	短 大 卒	5	37.5	579,236	133,306	445,930	
	高 校 卒	26	44.0	506,680	78,968	427,712	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	243	34.8	309,063	22,479	286,584	
	大 学 卒	142	31.6	311,045	25,055	285,990	
	短 大 卒	39	43.9	290,112	13,597	276,515	
	高 校 卒	62	36.8	315,663	21,845	293,818	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術係員	140	31.9	366,253	52,849	313,404	
	大 学 卒	60	32.0	371,095	54,618	316,477	
	短 大 卒	22	30.1	359,827	52,711	307,116	
	高 校 卒	58	32.4	363,701	51,062	312,639	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店 (社)の長（取締役兼任者 を除く。）
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	*	59.5	550,810	0	550,810	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	59.5	550,810	0	550,810	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	42	54.4	545,978	14,582	531,396	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	27	54.3	549,452	19,262	530,190	
	短 大 卒	8	53.8	532,772	11,857	520,915	
	高 校 卒	7	55.5	548,211	0	548,211	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	19	54.0	570,560	283	570,277	同 上
	大 学 卒	10	52.7	584,403	61	584,342	
	短 大 卒	5	56.2	602,738	922	601,816	
	高 校 卒	4	54.5	494,568	0	494,568	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	11	54.5	566,445	29,817	536,628	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	8	53.6	576,506	35,915	540,591	
	短 大 卒	*	55.5	695,700	55,000	640,700	
	高 校 卒	*	57.0	482,888	0	482,888	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 8 年 4 月 分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	3	50.8	458,435	0	458,435	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	3	50.8	458,435	0	458,435	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	83	51.0	456,025	26,272	429,753	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	37	49.7	473,673	29,971	443,702	
	短 大 卒	17	51.4	440,346	19,834	420,512	
	高 校 卒	28	52.4	443,873	26,383	417,490	
	中 学 卒	*	51.5	439,300	0	439,300	
	技術課長	55	49.3	464,148	35,647	428,501	同 上
	大 学 卒	17	45.5	453,570	63,122	390,448	
	短 大 卒	5	47.7	477,124	16,506	460,618	
	高 校 卒	33	51.6	467,896	23,708	444,188	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長代理	24	46.6	422,568	48,923	373,645	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	15	45.2	433,642	48,689	384,953	
	短 大 卒	8	47.9	404,012	56,744	347,268	
	高 校 卒	*	56.5	400,400	0	400,400	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技術課長代理	31	48.8	487,100	98,210	388,890	同 上	
大 学 卒	8	45.2	513,120	119,296	393,824		
短 大 卒	8	48.0	476,513	97,701	378,812		
高 校 卒	14	51.4	479,049	86,173	392,876		
中 学 卒	*	49.5	461,800	86,000	375,800		
事務係長	105	47.2	360,320	42,555	317,765	係の長及び係長級専門職	
大 学 卒	58	44.7	366,133	45,138	320,995		
短 大 卒	25	50.8	356,658	35,569	321,089		
高 校 卒	22	50.1	348,888	43,242	305,646		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	101	43.5	386,827	55,652	331,175	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	38	42.9	387,550	44,741	342,809	
	短 大 卒	17	41.1	414,291	82,113	332,178	
	高 校 卒	45	44.8	374,897	53,586	321,311	
	中 学 卒	*	50.5	449,037	133,537	315,500	
	事務主任	90	44.8	335,314	33,427	301,887	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	31	41.9	379,746	35,601	344,145	
	短 大 卒	28	46.2	317,689	29,381	288,308	
	高 校 卒	31	46.3	306,528	34,959	271,569	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	54	37.7	367,255	68,257	298,998	同 上
	大 学 卒	37	35.2	371,966	74,354	297,612	
	短 大 卒	10	39.1	372,792	61,209	311,583	
	高 校 卒	7	48.5	333,681	46,913	286,768	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	373	41.2	278,876	20,666	258,210	
	大 学 卒	139	38.7	304,985	22,699	282,286	
	短 大 卒	115	42.2	261,356	22,813	238,543	
	高 校 卒	117	43.0	265,936	16,468	249,468	
	中 学 卒	*	50.1	195,392	1,591	193,801	
	技術係員	172	30.1	296,797	45,309	251,488	
	大 学 卒	61	29.0	300,021	43,909	256,112	
	短 大 卒	25	28.3	317,909	56,140	261,769	
	高 校 卒	86	31.2	289,929	43,431	246,498	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
技能・労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	
	守衛	*	49.5	319,300	0	319,300	
	用務員	—	—	—	—	—	
教育関係職種	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	—	—	—	—	—	
	高等学校教諭	—	—	—	—	—	
研究関係職種	研究所長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	—	—	—	—	—	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	—	—	—	—	—	構成員3人以上の室（係）の長
	主任研究員	—	—	—	—	—	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究員	—	—	—	—	—	
	研究補助員	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和 8 年 4 月 分 平均支給額			備 考
				きま つて 支給 する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
医 療 関 係 職 種	病院長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副院長	*	61.5	1,465,000	0	1,465,000	上記病院長に事故等のある ときの職務代行者
	医科長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医師	4	58.0	1,221,500	0	1,221,500	
	歯科医師	*	38.5	411,000	0	411,000	
	薬局長	4	51.5	474,152	13,429	460,723	部下に薬剤師 2 人以上
	薬剤師	12	40.2	365,626	7,551	358,075	
	診療放射線技師	15	40.4	346,881	17,385	329,496	
	臨床検査技師	34	45.5	297,290	22,914	274,376	
	栄養士	33	40.4	271,675	18,636	253,039	
	理学療法士	60	39.9	313,417	10,901	302,516	
	作業療法士	51	38.2	307,685	11,226	296,459	
	総看護師長	*	52.0	469,315	1,500	467,815	部下に看護師長 5 人以上
	看護師長	57	49.6	408,159	38,219	369,940	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
看護師	193	42.3	340,153	47,073	293,080		
准看護師	43	51.1	316,473	38,713	277,760		

その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A) (円)	うち時間外 手当 (B) (円)	(A)－(B) (円)	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	—	—	—	—	—	その1の1 企業規模計の 備考欄参照
	事務・技術部長	*	61.5	383,920	0	383,920	
	事務・技術部次長	—	—	—	—	—	
	事務・技術課長	*	60.5	479,795	0	479,795	
	事務・技術課長代理	3	63.2	416,018	33,879	382,139	
	事務・技術係長	*	64.5	354,654	18,097	336,557	
	事務・技術主任	6	62.0	270,130	10,992	259,138	
	事務・技術係員	172	63.2	277,754	18,917	258,837	

第 4 表 民間事業所の従業員と職員との対応関係

行政職 給料表	民間企業	
	企業規模 500 人以上 の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第5表 民間における初任給の改定状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

学歴		項目 企業規模	新規学卒者の採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 14.0	% (57.2)	% (42.8)	% (―)	% 86.0	
	500人以上	15.9	(―)	(100.0)	(―)	84.1	
	100人以上 500人未満	13.1	(89.9)	(10.1)	(―)	86.9	
高校卒	規模計	14.0	(59.1)	(40.9)	(―)	86.0	
	500人以上	21.9	(18.1)	(81.9)	(―)	78.1	
	100人以上 500人未満	10.3	(100.0)	(―)	(―)	89.7	

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第6表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	企業規模		%	%	%	%
係 員	規 模 計		64.2	1.2	0.0	34.6
	500人以上		82.8	0.0	0.0	17.2
	100人以上 500人未満		55.5	1.7	0.0	42.8
課長級	規 模 計		60.3	1.2	0.0	38.5
	500人以上		82.8	0.0	0.0	17.2
	100人以上 500人未満		48.9	1.9	0.0	49.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

役職 段階		項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給額・率は昨年比べて			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
				定期昇給 実施	定期昇給額・率は昨年比べて				
					増加	減少			変化なし
係 員	規 模 計	%	%	%	%	%	%	%	
	500人以上	89.7	89.7	20.3	1.1	68.4	0.0	10.3	
	100人以上 500人未満	84.5	84.5	3.0	0.0	81.5	0.0	15.5	
課長級	規 模 計	92.2	92.2	29.1	1.7	61.5	0.0	7.8	
	500人以上	86.7	86.7	18.3	0.0	68.5	0.0	13.3	
	100人以上 500人未満	80.2	80.2	0.0	0.0	80.2	0.0	19.8	
	規 模 計	89.9	89.9	27.9	0.0	62.0	0.0	10.1	
	500人以上								
	100人以上 500人未満								

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第7表 民間における住宅手当の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	56.6%
支 給 し な い	43.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	30,000円以上 31,000円未満

第8表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
91.0	82.7	49.9	9.0

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
83.2	(37.0)	(25.7)	(5.4)	(23.0)	(8.9)	14.1	16.8

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第9表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
55.3	44.7	52.4	47.6	53.7	46.3

第10表 民間における定年制の状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	69.2	30.8	0.0

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(次表及び第12表において同じ。)

第11表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

区分 \ 項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課長級	59.5	46.0	40.5
非管理職	62.8	46.0	37.2

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(次表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第12表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和8年職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
74.7	74.5

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

Ⅱ 生計費関係資料

「家計調査」（総務省）等に基づき、令和８年４月の標準生計費を費目別、世帯人員別に算定した。

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費……食料

住 居 関 係 費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 Ｉ ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 ＩＩ ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第13表 高知市における費目別、世帯人員別標準生計費

（令和8年4月）

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	28,240	50,600	62,600	74,610	86,620
住 居 関 係 費	49,690	64,370	55,520	46,660	37,810
被 服 ・ 履 物 費	4,930	5,460	7,620	9,780	11,940
雑 費 Ｉ	32,000	40,060	55,520	70,980	86,430
雑 費 ＩＩ	9,250	17,840	20,860	23,880	26,890
計	124,110	178,330	202,120	225,910	249,690

Ⅲ 職員給与関係資料（令和８年職員給与実態調査）

第14表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

項目 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全 給 料 表	11,177 人	40 歳 8 月	18 年 6 月
行 政 職	3,934	39 . 11	18 . 2
研 究 職	186	41 . 4	18 . 3
医 療 職 (1)	22	44 . 7	20 . 1
医 療 職 (2)	109	43 . 1	20 . 6
医 療 職 (3)	16	45 . 8	22 . 8
小・中学校等教育職	3,490	40 . 4	17 . 8
高等学校等教育職	1,861	44 . 4	21 . 6
警 察 官	1,559	38 . 6	17 . 7

第15表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

項目 給料表	給料表 別人員 構成比	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	100.0 %	76.7 %	3.6 %	19.6 %	0.0 %	53.8 %	46.2 %
行 政 職	35.2	61.6	4.9	33.5	0.0	54.9	45.1
研 究 職	1.7	96.8	0.5	2.7	—	61.8	38.2
医 療 職 (1)	0.2	100.0	—	—	—	40.9	59.1
医 療 職 (2)	1.0	68.8	31.2	—	—	31.2	68.8
医 療 職 (3)	0.1	—	93.8	6.3	—	6.3	93.8
小・中学校等教育職	31.2	97.0	3.0	—	—	40.4	59.6
高等学校等教育職	16.7	95.0	2.8	2.1	0.1	49.9	50.1
警 察 官	13.9	45.9	0.3	53.6	0.2	87.0	13.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第16表 職員の平均給与月額

区 分 給与種目	全 職 員		行政職給料表適用職員	
	令和 8 年 4 月	令和 7 年 4 月	令和 8 年 4 月	令和 7 年 4 月
給 料	円 366,126	円 353,762	円 329,922	円 320,921
扶 養 手 当	8,696	8,102	6,973	6,695
地 域 手 当	502	466	813	777
住 居 手 当	6,799	6,700	7,028	6,877
管 理 職 手 当	5,653	5,605	5,939	6,137
そ の 他	1,810	1,944	668	633
合 計	389,586	376,579	351,343	342,040

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。
2 その他は、初任給調整手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び単身赴任手当（基礎額）である。

第17表 職員の給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職 (単位:人)									
級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1			1			1	7		1
2							11		
3							6		2
4							14	7	5
5							8	5	6
6									7
7							1		2
8		7	5	1					
9	17	6	4	1					
10	2	4	8	2					
11	4	5	4	2					
12		17	21	3					
13	25	42	13	8					
14	8	8	14	9					
15	1	21	12	3					
16	3	12	24	3					
17	36	49	4	4	1				
18	4	15	30	7					
19	4	14	14	9	1				
20		13	43	7					
21	31	46	13	11		1			
22	4	15	40	7					
23	8	25	15	11					
24	3	15	36	5					
25	22	52	11	8	2				
26	4	9	33	7					
27	5	39	25	10	1				
28	2	28	32	7					
29	94	19	19	10		1			
30	4	20	33	10	1				
31	10	18	23	9	1				
32	5	18	28	11					
33	91	14	20	6	2				
34	7	7	19	13	1				
35	14	8	19	13	1	1			
36	11	9	25	8	1	1			
37	84	5	22	9	5				
38	10	5	20		1				
39	23	3	24	8	2	1			
40	13	5	20	5	1	5			
41	61	3	17	11	1	11			
42	15	8	16	8	3	7			
43	21	2	18	12	2	19			
44	7	1	9	7	4	32			
45	10	3	19	13	5	10			
46	9	1	7	6	3	7			
47	6	1	14	6	3	12			
48	8	1	9	10	4	8			
49	10	2	13	16	4	19			
50	7		9	7		8			
51	2		11	8	3	10			
52	3		7	9	1	2			
53	1		5	22	3	14			
54	3		5	3		6			
55	2		11	16	3	8			
56	3		5	11	3	2			
57	5		5	14	5	5			
58	1		2	8	3	6			
59	3		5	19	3	3			
60	2		8	11	3	2			
61	2		4	14	3	3			
62			3	12	7	3			
63	3		1	14	9	8			
64	4		3	9	2	2			
65			2	12	7	28			
66	1		2	17	7				
67			3	16	6				
68	3		2	9	8				
69	1		3	18	32				
70	1		3	7	10				
71			1	17	13				
72			1	10	10				
73	1		4	16	11				
74			3	15	13				
75			1	10	30				
76			1	11	7				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	1		1	10	110				
78			4	10					
79			1	8					
80			2	12					
81			1	12					
82	1			7					
83			4	5					
84			2	8					
85	1		3	117					
86			2						
87			4						
88			1						
89			7						
90									
91			2						
92			3						
93			6						
94			1						
95			4						
96			2						
97			1						
98			2						
99			6						
100			3						
101			8						
102			6						
103			6						
104			3						
105			4						
106			2						
107			6						
108			5						
109			53						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	747	596	1,061	840	362	246	47	12	23
							合計	3,934	

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下同じ。)

その2 研究職

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2			1		
3					
4					
5		3	6		
6			1		1
7			1		1
8					
9		3			
10			1		
11		1	3		
12					
13		3	2		
14					
15			1		
16					
17		4	2		
18			3		
19		1	1		
20			1		
21		5			
22			1		
23					
24		2			
25		3	2		
26		1	3		
27		3	1		
28			2		
29		3	3		
30		2	1		
31		1	1		
32		1			
33		2	4	3	
34		1		4	
35		2	2	1	
36		1	2		
37		2	3		
38		1	1		
39		2	2		
40		2	2		
41		1	1	1	
42		1			
43					
44		2			
45		2			
46					
47			2		
48					
49			1		
50			1		
51				1	
52			1		
53					
54					
55			1	1	
56					
57			1		
58					
59					
60					

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
61			1		
62					
63			1		
64			1		
65					
66					
67					
68					
69			2		
70					
71					
72			2		
73					
74			1		
75					
76					
77			2		
78					
79			1		
80					
81			45		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
計	0	56	117	11	2
			合計	186	

その3 医療職(1)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				1
3				
4				
5		1		
6				2
7				2
8				4
9			1	1
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17	3			
18				
19				
20		1		
21				
22				
23				
24				
25	1			
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36			1	
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

級 号給	1	2	3	4
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55			1	
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	7	2	3	10
合計			22	

その4 医療職(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16		1					
17		1					
18							
19		1					
20							
21		1					
22							
23		3			2		
24							
25							
26							
27		4					
28							
29		1	1				
30			2		1		
31		1	1				
32			1				
33		1	1	2	1		
34				2	1		
35		3				1	
36		1					
37		1				1	
38			3				
39				1	1	1	
40				1			
41				1			
42		1	1	1			
43					1		
44			1	1	1		
45		2					
46			1	1			
47							
48		1		1	2		
49				1	1		
50							
51					1		
52							
53		1			1		
54							
55							
56				1			

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
57				1	1		
58					2		
59							
60					1		
61				1			
62							
63							
64				1			
65					1		
66							
67					1		
68					1		
69							
70							
71							
72					2		
73							
74							
75							
76							
77					10		
78							
79				1			
80				1			
81							
82							
83				2			
84				1			
85				2			
86							
87							
88							
89				1			
90							
91				1			
92				1			
93							
94							
95							
96							
97							
98				1			
99				1			
100							
101				9			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	0	25	12	37	32	3	0
合計							109

その5 医療職(3)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23				1		
24						
25						
26						
27						
28						
29					1	
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37		1				
38						
39						
40						
41						
42						
43				1	1	
44			1			
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51				1	1	
52						
53				2		
54						
55				1		
56						
57						
58						
59				1		
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66		1				
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74				1		
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81				1		
82						
83						
84						

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99				1		
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	2	1	10	3	0
合計					16	

その6 小・中学校等教育職

(単位:人)

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					2
6					2
7		1			2
8					4
9					7
10					3
11					20
12					19
13					9
14					5
15		2			12
16					6
17		102			14
18					6
19		9			5
20		2			10
21		78			62
22		1			
23		5			
24		6			
25		98			
26		1			
27		11			
28		6			
29		81			
30		3			
31		19			
32		4			
33		85			
34		1			
35		30			
36		5	1		
37		81			
38		3			
39		35			
40		5			
41		71		1	
42		4			
43		27	1		
44		14	1		
45		69			
46		12			
47		33			
48		50			
49		24		1	
50		31		2	
51		20		2	
52		55		1	
53		18		1	
54		27		1	
55		19		1	
56		45		1	
57		18		1	
58		35		1	
59		13		2	
60		34		1	
61		9	1	3	
62		42		1	
63		11		4	
64		35	2	2	
65		18		7	
66		29		2	
67		21	2	4	
68		33	1	7	
69		23	1	6	
70		36	2	9	
71		16		15	
72		32	1	13	
73		19	1	10	
74		22	1	13	

級 号給	1	2	特2	3	4
75		18		9	
76		25		10	
77		14	1	11	
78		25		8	
79		30	1	8	
80		20	2	11	
81		21	3	89	
82		19	1		
83		20	2		
84		16	3		
85		22	3		
86		8			
87		19	1		
88		14			
89		31	4		
90		12			
91		21	1		
92		10	3		
93		22	2		
94		10			
95		22			
96		7	1		
97		14	2		
98		10			
99		16			
100		10			
101		15			
102		9			
103		17			
104		14			
105		15			
106		10			
107		18			
108		17			
109		13			
110		16			
111		23			
112		10			
113		14			
114		14			
115		20			
116		9			
117		6			
118		11			
119		13			
120		16			
121		8			
122		12			
123		9			
124		7			
125		10			
126		8			
127		4			
128		10			
129		7			
130		8			
131		15			
132		13			
133		12			
134		12			
135		11			
136		10			
137		8			
138		20			
139		15			
140		16			
141		15			
142		18			
143		11			
144		20			
145		25			
146		17			
147		27			
148		19			
149		257			
計	0	2,999	45	258	188
				合計	3,490

その7 高等学校等教育職

(単位:人)

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5		6			
6					
7					
8					
9		12			
10					
11		2			
12		2			
13		16			
14					
15		3			3
16		1			
17		18			
18					
19		5			3
20		3			5
21		25			17
22		2			
23		7			
24		2		1	
25		20			
26		1			
27		5			
28		3			
29	1	26			
30					
31	1	16			
32	1	5			
33	1	21			
34		8		2	
35		12		1	
36		14			
37	1	5			
38		9		1	
39		6			
40		15			
41		5			
42		11			
43		10		2	
44	1	12		1	
45	1	14		1	
46		6		3	
47		5			
48		16		3	
49		3			
50	1	17	1	2	
51		8		2	
52	1	19		4	
53	1	8		1	
54		14		7	
55	1	9		5	
56	2	12		3	
57		13		5	
58		21		2	
59	2	7			
60	2	18		6	
61		10	1	31	
62	2	15			
63	1	12			
64	5	11			
65		13			
66		9			
67		13			
68		16	1		
69	2	20			
70		11			
71		12			
72	1	17			
73	1	9	1		
74		10	1		
75	5	14			
76	1	6	2		

級 号給	1	2	特2	3	4
77	1	11			
78		11	2		
79	1	11	2		
80	2	4			
81		13	3		
82	2	3			
83	2	16			
84		7	1		
85		7			
86	1	10			
87	1	12	1		
88		1			
89		10			
90		5			
91		12	1		
92	2	4			
93	4	13			
94	1	9			
95	2	12			
96	2	4	1		
97	1	10	1		
98		9			
99	2	9			
100	3	11			
101		13			
102		7			
103	3	14			
104	2	8			
105	2	12			
106		6			
107		14			
108	1	12			
109	3	14			
110	2	3			
111	1	14			
112		7			
113	3	11			
114	3	10			
115	2	9			
116	1	4			
117	2	8			
118	2	8			
119	2	12			
120	1	8			
121	2	15			
122	2	7			
123	1	11			
124	4	16			
125	1	14			
126	1	12			
127	1	15			
128	3	17			
129	1	20			
130	1	6			
131	1	22			
132	3	15			
133	2	20			
134	2	14			
135	2	27			
136	1	17			
137		231			
138					
139	4				
140	1				
141					
142					
143	1				
144	2				
145					
146	2				
147	1				
148					
149	2				
150	1				
151	2				
152					
153	12				
計	148	1,583	19	83	28
合計				1,861	

その8 警察官

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2								8	2
3								1	3
4								2	
5									2
6									1
7	19								
8	3								
9	2								
10	1								
11	15								
12	1								
13									
14									
15	3								
16	1			1					
17	11		1						
18	4				1				
19	1				2				
20	1		2						
21	19		1	1					
22	1								
23	2	1							
24	2								
25	31				1				
26	2		5	2	1				
27	6		1						
28	2	1	1		1				
29	28	10		1					
30	12	17	3	1					
31	4	5	1	2					
32	3	14	4	5	1				
33	9	6	1	1					
34	14	14	5		1				
35	9	2	1	4	1				
36	4	11	5	1	2				
37	7	2		3	1				
38	3	8	3	2	1				
39	3	3	4	3	1				
40		10		5	1				
41	1	2	3	3	4				
42	1	11	4	2	1				
43	2	5	2	1					
44	2	10	6	3	3				
45	3	1	3	4	1		5		
46		8	6	6	1		2		
47	1	4	3	4	2		3		
48		10	3	2	8		2		
49	1	10	4	3	1		1		
50		6	5	7	5	1	3		
51		3	4	1			1		
52	1	8	9	3	1		1		
53		4	10	4	4		3		
54		6	10	4	3		2		
55		5	7	3	4		3		
56		4	10	11	3	1	1		
57		10	6	3	4	1	2		
58		3	9	2	2		2		
59		1	5	3	5	1	3		
60		3	11	4	7		1		
61		4	6	3	6	2	2		
62	1	12	8	4	5				
63		7	9	5	6				
64		6	10	4	10	1	1		
65		4	3	4	5		14		
66		1	9	7	3	1			
67		3	10	2	9	1			
68		3	4	8	2	2			
69		1	6	3	7	4			
70		1	6	1	3	3			
71		1	7	1	5	3			
72		1	8		7	4			
73			6	4	5	4			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
74			6	5	5	4			
75			3	2	9	1			
76		1	4	6	7	2			
77		2	1	2	4	16			
78			5	2	1				
79			2	1	7				
80			3	4	5				
81		1	7	5	2				
82			5	3	2				
83			1	6	3				
84			3	4	4				
85			1	3	38				
86			6	1					
87			2	6					
88			2	3					
89			9	3					
90			3	3					
91			3	3					
92			4	3					
93			2	5					
94			4	7					
95			2	4					
96			3	1					
97			2	3					
98			2	1					
99			2	9					
100			7	1					
101				5					
102			4	2					
103			2	3					
104			2	2					
105			1	2					
106			1	1					
107			3	6					
108			4						
109				3					
110			1						
111				2					
112			3	4					
113			3	1					
114			1	2					
115				4					
116				2					
117			1	3					
118			2	1					
119			2	5					
120			2						
121			1	24					
122									
123									
124									
125			1						
126									
127									
128									
129			2						
130									
131									
132									
133									
134									
135			1						
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	236	266	381	319	234	52	52	11	8
							合計	1,559	

第18表 職員の通勤状況

その1 交通機関の種類別通勤状況
(交通用具併用者を除く。)

バス	人数 (人)	161
	運賃 平均 (円)	16,751
鉄道	人数 (人)	179
	運賃 平均 (円)	17,581
電車	人数 (人)	279
	運賃 平均 (円)	10,389
交通機関の乗継ぎ等	人数 (人)	21
	運賃 平均 (円)	24,918
計	人数 (人)	640
	運賃 平均 (円)	14,478

その2 交通用具の種類別通勤状況
(交通機関併用者を除く。)

交通用具		距離 2km 以上 20km 未満	20km 以上 40km 未満	40km 以上 50km 未満	50km 以上 60km 未満	60km 以上	計
自転車	人数 (人)	682					682
	構成比 (%)	100.0					100.0
	手当 平均 (円)	3,661					3,661
二輪車等	人数 (人)	724	7	1			732
	構成比 (%)	98.9	1.0	0.1			100.0
	手当 平均 (円)	5,355	15,457	26,700			5,480
自動車	人数 (人)	5,150	1,487	298	134	104	7,173
	構成比 (%)	71.8	20.7	4.2	1.9	1.4	100.0
	手当 平均 (円)	6,755	18,282	34,588	42,358	56,145	11,682
計	人数 (人)	6,556	1,494	299	134	104	8,587
	構成比 (%)	76.3	17.4	3.5	1.6	1.2	100.0
	手当 平均 (円)	6,278	18,269	34,562	42,358	56,145	10,516

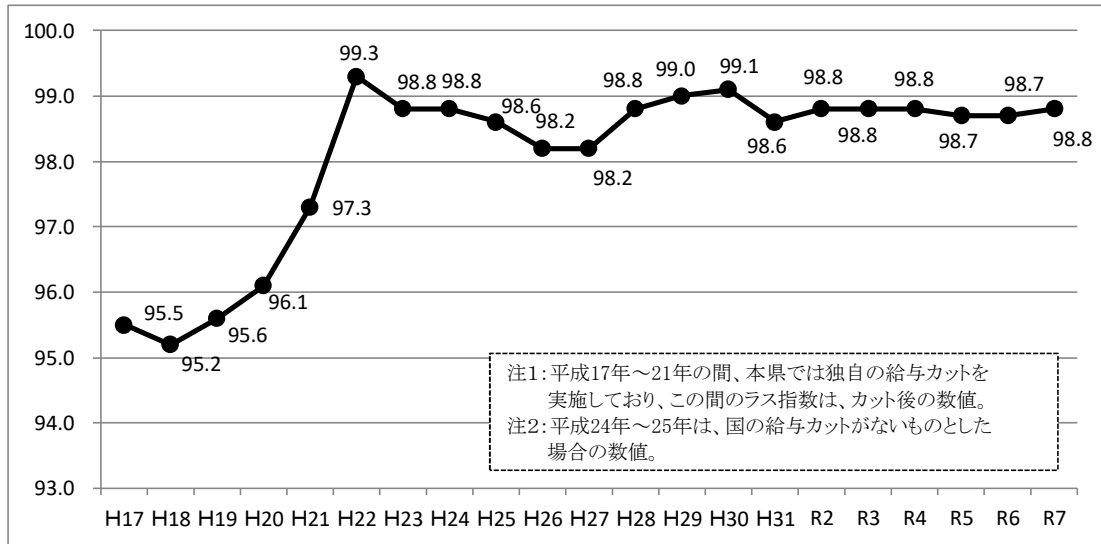
※手当平均には駐車場に係る通勤手当分を含む。

その3 通勤方法別割合

全職員	11,177人	100.0%
交通用具使用者	8,587人	76.9%
交通機関利用者	640人	5.7%
交通機関と交通用具併用者	70人	0.6%
非受給者	1,880人	16.8%

Ⅳ 国家公務員給与との比較

第19表 ラスパイレス指数の推移



第20表 平均給料月額

(単位：百円、%)

	R6		R7	R8 改定後
	R6. 4～	R7. 4～		
県 (行政)	3, 214	3, 201	3, 312	3, 402
国 (行 (一))	3, 306	3, 262	3, 372	3, 471
差額	▲ 92	▲ 61	▲ 60	▲ 69
率	▲ 2. 78	▲ 1. 87	▲ 1. 78	▲ 1. 99

R6は、給与制度のアップデートでR6.4とR7.4の2回給料表が改定された

第21表 給料表の水準 (全級号給の合計額)

(単位：百円、%)

	R6		R7	R8 改定後
	R6. 4～	R7. 4～		
県 (行政)	2, 557, 123	1, 902, 332	1, 964, 937	2, 029, 911
国 (行 (一))	2, 531, 319	1, 884, 856	1, 946, 429	2, 010, 211
差額	25, 804	17, 476	18, 508	19, 700
率	1. 02	0. 93	0. 95	0. 98

R6は、給与制度のアップデートでR6.4とR7.4の2回給料表が改定された